

■平成17年2月定例会

目 次

2月定例会会期及び議事日程	3
2月定例会付議事件	4
△ 2月16日(水)	
出欠議員氏名	5
地方自治法第121条による出席者	5
開 会	6
会期決定	6
議事日程	6
諸報告	6
議案上程	6
提案理由説明	6
木下広域連合長	6
議案に対する質疑	10
採 決	10
議案に対する質疑	10
山下議員	10
古賀給付課長	11
小川介護認定課長	11
本間業務課長	12
碓総務課長	12
山下議員	13
古賀給付課長	14
小川介護認定課長	14
本間業務課長	14
碓総務課長	14
山下議員	14
古賀給付課長	15
小川介護認定課長	15
松尾議員	15
碓総務課長	16
古賀給付課長	17
山田事務局長	18
松尾議員	18
碓総務課長	18
竹下議員	19
古賀給付課長	19
竹下議員	19
古賀給付課長	20

竹下議員	20
古賀給付課長	20
一般質問	20
山下議員	20
古賀給付課長	22
本間業務課長	23
山下議員	24
古賀給付課長	25
本間業務課長	25
山田事務局長	26
山下議員	26
本間業務課長	27
山田事務局長	27
休憩	28
出欠議員氏名	29
地方自治法第 121 条による出席者	29
再開	30
千綿議員	30
野口消防副局長	30
千綿議員	31
野口消防副局長	32
千綿議員	32
佐藤知美議員	32
古賀給付課長	34
礎総務課長	34
佐藤知美議員	34
古賀給付課長	35
小川介護認定課長	35
礎総務課長	36
佐藤知美議員	36
礎総務課長	36
井上議員	37
野口消防副局長	38
井上議員	39
野口消防副局長	40
井上議員	41
福島議員	41
礎総務課長	42

福島議員	45
横尾副広域連合長	45
休 憩	46
出欠議員氏名	47
地方自治法第 121条による出席者	47
再 開	48
松尾議員	48
古賀給付課長	48
松尾議員	48
古賀給付課長	49
松尾議員	49
古賀給付課長	50
竹下議員	50
野口消防副局長	50
竹下議員	51
野口消防副局長	51
竹下議員	51
久本消防局長	51
議案の委員会付託	52
散 会	52
△ 2月21日 (月)	
出欠議員氏名	53
地方自治法第 121条による出席者	53
再 会	54
委員長報告・質疑	54
月山介護・広域委員会副委員長	54
討 論	55
松尾議員	55
採 決	56
会議録署名議員指名	56
閉 会	56

2 月 定 例 会

◎ 会 期 6日間

議 事 日 程

日次	月 日	曜	議 事 要 項
1	2月16日	水	午前10時開会、会期の決定、諸報告、提出議案付議、提案理由説明、第1号、第2号議案に対する質疑、討論、採決、第3号乃至第10号議案に対する質疑、広域連合一般に対する質問、議案の委員会付託、散会
2	2月17日	木	常任委員会
3	2月18日	金	休 会
4	2月19日	土	休 会
5	2月20日	日	休 会
6	2月21日	月	午前10時開会、委員長報告、質疑、討論、採決、会議録署名議員の指名、閉会

◎ 2月定例会付議事件

△ 広域連合長提出議案

- 第1号議案 佐賀中部広域連合副広域連合長の選任について（東脊振村）
- 第2号議案 佐賀中部広域連合副広域連合長の選任について（大和町）
- 第3号議案 平成17年度佐賀中部広域連合一般会計予算
- 第4号議案 平成17年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計予算
- 第5号議案 平成17年度佐賀中部広域連合ふるさと市町村圏基金特別会計予算
- 第6号議案 平成16年度佐賀中部広域連合一般会計補正予算（第2号）
- 第7号議案 佐賀中部広域連合職員厚生会の設置に関する条例の一部を改正する条例
- 第8号議案 佐賀中部広域連合消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例
- 第9号議案 専決処分について
- 第10号議案 専決処分について

△ 報告書等

- 介護・広域委員会審査報告書
- 消防委員会審査報告書

平成17年2月16日

午前10時00分

開会

出 席 議 員

2. 西山 英徳	3. 江島 佐知子	4. 合瀬 健一
5. 松尾 義幸	6. 下村 仁司	7. 納富 隆司
8. 佐藤 正治	9. 大石 依子	10. 月山 英
11. 石丸 信行	12. 佐藤 知美	13. 武藤 恭博
14. 竹下 洋	15. 山口 貞雄	16. 御厨 俊幸
17. 宮崎 圭介	18. 野田 満彦	19. 川原田 裕明
20. 千綿 正明	21. 福島 龍一	22. 井上 雅子
23. 山下 明子	24. 福井 章司	25. 黒田 利人
26. 豆田 繁治		

欠 席 議 員

1. 武富 健一		
----------	--	--

広域連合長	木下 敏之	副広域連合長	横尾 俊彦
副広域連合長	川崎 敬治	副広域連合長	江口 善己
副広域連合長	石丸 義弘	副広域連合長	川副 綾男
副広域連合長	原口 義春	副広域連合長	山口 雅久
副広域連合長	内川 修治	副広域連合長	多良 正裕
副広域連合長	山口 三喜男	副広域連合長	高島 勝美
副広域連合長	江里口 秀次	副広域連合長	林 富佳
副広域連合長	牧口 新太	副広域連合長	中島 正之
助役	高取 義治	収入役	上野 信好
監査委員	中村 耕三	事務局長	山田 敏行
消防局長	久本 浩二	消防副局長	野口 高秀
総務課長	碓 雅行	介護認定課長	小川 拓朗
業務課長	本間 秀治	給付課長	古賀 通雄
予防課長	辻 茂昭		

◎ 開 会

○豆田議長

ただいまから佐賀中部広域連合議会定例会を開会いたします。
これより本日の会議を開きます。

◎ 会期決定

○豆田議長

会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期は、本日から2月21日までの6日間といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって会期は6日間と決定いたしました。

◎ 議事日程

○豆田議長

次に、本定例会の議事日程はお手元に配付いたしております日程表のとおりといたします。

◎ 諸 報 告

○豆田議長

日程により、この際、諸報告をいたします。

報告の内容につきましては、配付いたしております報告第1号によって御了承願います。

報告第1号

諸 報 告

○例月出納検査の報告について

平成16年8月26日から平成17年2月15日までに、監査委員より例月出納検査の結果について下記のとおり報告された。

その内容は、それぞれの議員各位にその(写)を送付したとおりである。

記

9月22日 例月出納検査結果報告について
(一般会計・特別会計等の16年度
7月分)

10月27日 例月出納検査結果報告について
(一般会計・特別会計等の16年度
8月分)

11月22日 例月出納検査結果報告について
(一般会計・特別会計等の16年度
9月分)

12月22日 例月出納検査結果報告について
(一般会計・特別会計等の16年度
10月分)

1月20日 例月出納検査結果報告について
(一般会計・特別会計等の16年度
11月分)

◎ 議案上程

○豆田議長

第1号乃至第10号議案、以上の諸議案を一括して上程付議いたします。

◎ 提案理由説明

○豆田議長

議案の朗読はこれを省略し、直ちに上程諸議案に対する提案理由の説明を求めます。

○木下広域連合長

おはようございます。本日、ここに佐賀中部広域連合議会定例会を招集し、平成17年度の予算案をはじめとする諸案件につきまして、御審議をお願いするに当たり、その概要を御説明申し上げますが、これに先立ちまして、新年度に向けての私の所信を申し述べさせていただきたいと存じます。

本広域連合は、平成11年の設立以来、本年で7年目を迎えますが、議員各位をはじめ、住民の皆様、関係各位の御支援によりまして、各事業とも概ね順調に運営されているところでございます。

しかしながら、地方を取り巻く環境は一段と厳しさを増しており、本広域連合においても抜本的な行政運営の見直しに努め、事務の減量化や効率化を図りながらも、より効果や必要性が高い事務については重点的に取り組み、最小の経費で最大の効果を上げることを目指していく必要があると考えております。

それでは、介護保険事務に関し、申し述べさせていただきます。

介護保険については、平成12年4月の制度施行からこれまで、概ね順調に運営されてきたところでございます。

しかし、制度が定着するにつれ、過剰なサービス提供、不適切なサービスの利用、重度化の進行など様々な問題が生じるとともに、保険給付費は急増しており、全国ベースでは制度創設時の平成12年度の3.2兆円に比べ、平成15年度では5.1兆円と、約1.6倍の伸びになっております。

このまま推移した場合、第1号被保険者の月額保険料は、今後大幅に上昇することが危惧されており、高齢者の皆様に対し大きな負担を強いることとなります。

このような状況の中、国においては平成15年5月に設置された社会保障審議会介護保険部会で制度全般にわたる見直しの検討がなされ、平成18年度からの制度改正の全体像が明らかになってきました。

その主な内容としては、介護保険制度の最も根幹的な部分といわれておりました被保険者の範囲の見直しについては先送りされたものの、

- 新予防給付及び地域支援事業の創設などの予防重視型システムへの転換
- 地域密着型サービスの創設などの新たなサービス体系の確立
- 利用者負担の公平性を図るための居住費用、食費に係る施設給付の見直し
- 低所得者に配慮した保険料設定を可能とする負担のあり方を見直し

などについて、大きく改正されるものであります。

本広域連合におきましても、平成17年度は第2期介護保険事業計画の最終年度となり、引き続きこの事業計画の政策目標である「利用者本位のサービスの充実」、「在宅介護の推進」、「広域連合と構成市町村が一体となった元気高齢者づくり」、「住民参加が支える介護保険」の実現のために取り組んでいくとともに、次期介護保険事業計画及び介護保険制度改革の元年となる平成18年度に向けての準備をしていくこととしております。

新年度の介護保険制度の運営において最も大きく変わる部分としては、これまで県の業務とされていた介護保険事業者の指定、指導監査等の事務のうち、居宅サービス事業者及び居宅介護支援事業者に係る部分については、本広域連合で権限移譲を受ける予定としていることとあります。

この最も大きなメリットとしては、介護サービスの現場の状況について十分な把握ができることから、サービスの質の向上、給付適正化、苦情相談への迅速かつ責任ある対応など大きな効果があるものと考えられ、保険者としては著しい機能向上につながるものであります。

そのほかの重要課題としては、次期介護保険事業計画の策定を通じ、介護保険制度改革への対応を図っていくこととなります。

以上のように介護保険の部分では、新年度からは、大きな変革期を迎えることとなります。

構成市町村との関係においても、これまでのような連携ではなく、一体的な関係を構築し、これらの課題に取り組んでいくことが必要と考えております。

次に、ふるさと市町村圏事務について申し述べさせていただきます。

ふるさと市町村圏事務につきましては、これまで10億円のふるさと市町村圏基金の運用益を活用し、圏域の一体的な発展と魅力に富んだ豊かな地域づくりを推進するため、広域的課題の調査研究、職員の研修等各種ソフト事業に取り組んでまいりました。

しかし、昨今の金利低下の影響による運用益の減少で、基金そのものの在り方も検討しなければならない時期にきております。

このため、引き続き既存事業の抜本的な見直しを行い、広域的視点から、より重要度の高い事業の実施に努めていくこととしております。

最後に、消防事務について、申し述べさせていただきます。

まず、救急業務についてですが、平成16年の発生件数は9,500件を超え年々増加の一途を辿っており、増加する発生件数への対策と、より高度な救急処置体制の整備が大変重要なものになってきております。

このため、救急救命士の処置範囲の拡大に対応する気管挿管の教育実習の実施、応急手当普及講習を受けた従業員が常駐する施設を表示する「救急救命認定施設表示マーク制度」の創設など、より一層の救命率の向上を目指します。

また、火災予防につきましては、建物火災の65%が住宅火災であることから、住宅火災の予防に努めてまいります。

このため、住宅火災を未然に防ぐための指導とともに、住宅への火災報知器の設置につきましても住民の皆様の御理解を深めていくことにしております。

住宅以外の建物につきましても、多くの住民の方が利用される集会場、デパート、スーパーマーケットなどの防火管理体制及び安全対策の強化を図り、地域社会の安心・安全の更なる向上に努めてまいります。

更に、防災につきましては、昨年の竜巻災害、台風23号による被害や新潟県中越地震災害などを教訓に、あらゆる自然災害への対応を強化するため、災害活動

体制の充実や救助用資機材等の整備を図るとともに、特別救助隊の知識・技術の向上を図るため特別救助隊員の認定制度を導入し、更なる人材の育成を行ってまいります。

また、昨年6月に制定されました国民保護法の施行に伴い、消防の果たす役割はますます重要となってまいります。各種機関や構成市町村との連携を図りながら、住民の生命・身体・財産を守るという消防の目的を達成できるよう努力してまいりたいと考えております。

それでは、上程議案の概要について御説明申し上げます。

第1号議案及び第2号議案「佐賀中部広域連合副広域連合長の選任について」は、平成17年2月5日に福成千敏氏が東脊振村長の任期を、同年2月7日に原口義春氏が大和町長の任期をそれぞれ満了されたことに伴い、欠員となりました副広域連合長の選任につきましてお諮りするものであります。

今回、東脊振村長に多良正裕氏が、大和町長に原口義春氏がそれぞれ就任されておりますので、副広域連合長として両名を選任いたしたく、御同意をお願いいたします。

次に、予算関係議案につきまして御説明申し上げます。

第3号議案「平成17年度佐賀中部広域連合一般会計予算」は、介護保険事務、ふるさと市町村圏事務及び消防事務に関する経費となっており、その予算総額は、約45億3,417万円となっております。

平成16年度の当初予算と比較しますと、介護保険事務関係で0.1パーセントの減、ふるさと市町村圏事務関係で56.6パーセントの減、消防事務で1.2パーセントの増となっております。総額におきましては、約2,690万円、0.6パーセントの増となっております。

以下、歳出予算の主な内容について御説明申し上げます。

まず、介護保険関係からであります。

サービスの質の確保のために、

○ 県からの権限移譲により、介護保険事業者の指定、指導監査等の事務に取り組みます。

また、介護予防・元気な高齢者づくりのために、

○ 引き続き、認知症予防事業への取組みを進めてまいります。

認知症予防事業につきましては、モデル事業として平成16年度に認知症予防教室を2箇所で開催しましたが、新年度につきましては、更に別の2箇所で開催し、これら4箇所から得られたデータからその効果の検証を行い、予防のためのプログラムの確立を図り、構成市町村における介護予防事業につなげていきます。

また、健全で効率的な介護保険運営として、

○ 第3期介護保険事業計画を策定いたします。

平成16年度に行った高齢者要望等実態調査を基礎データとし、策定委員会を設置し、平成18年度からの保険料算定や介護保険運営の基本計画となる第3期介護保険事業計画を策定します。

○ また、介護保険事務処理用汎用コンピュータの機能強化を行います。

平成12年度に導入した現在のコンピュータは、法定耐用年数の5年が経過し、介護保険制度の見直しや市町村合併などへの対応を難しくしております。

このため、現コンピュータの機能強化を図り、今後3年間の安定稼働を図るものであります。

次に、ふるさと市町村圏事務に関するものであります。

○ 引き続き、広域的課題に係る調査研究や他の広域市町村圏との連携、情報交

換のほか、佐賀地方拠点都市地域計画及びふるさと市町村圏計画の進行管理を行います。

次に、消防事務に関するものでありますが、

○ 嘉瀬川ダム建設に伴い、現在の北部消防署富士出張所を移転するため、平成16年度に引き続き富士出張所の建設を行います。

また、消防・救急体制の充実強化のため、

○ 南部消防署の高規格救急車の更新、中高層ビル火災の避難時の安全性を確保するため、佐賀消防署配備の40メートル級はしご車の整備を行います。

○ また、急増する携帯電話からの119番通報を、管轄する消防本部で直接受信できるように、消防救急通信指令システムの指令台及び自動出動指定装置の改修工事を行います。

○ 更に、救急救命士の気管挿管研修や救急救命指定施設表示マークの創設などにより救命率の向上を図ります。

以上、一般会計当初予算の主な事業を中心として御説明をいたしましたが、これらの歳出に対する財源といたしましては、構成市町村負担金、国・県支出金、基金繰入金、広域連合債等で措置しております。

次に、第4号議案「平成17年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計予算」は、予算総額204億1,000万円で、平成16年度当初予算額に対し、4.5パーセントの増となっております。

平成17年度は第2期介護保険事業計画の最終年度となりますが、保険給付費総額は、当該事業計画を1パーセント程度上回るものとなっております。

歳出に対する財源といたしましては、第1号被保険者保険料、構成市町村負担金、国・県支出金、支払基金交付金のほか、介護給付費基金からの繰入金等により措置しております。

次に、第5号議案「平成17年度佐賀中部広域連合ふるさと市町村圏基金特別会計予算」は、予算総額458万円で、平成16年度当初予算額に対し、0.3パーセントの減となっております。

当該予算につきましては、基金の運用益を活用し事業を展開してまいりましたが、低金利時代の影響で昨年に引き続き、十分な事業費の確保が困難な状況となっております。そこで、既存事業の評価を行い、事業効果があまり見込めないもの、当初の目的を達したものについては、廃止、休止をするなど、基金を効果的に活用した事業の推進に努めることとしております。

次に、第6号議案「平成16年度佐賀中部広域連合一般会計補正予算（第2号）」について御説明申し上げます。

今回の補正予算は、介護保険事務関係で、第3期介護保険事業計画策定委員会の開催に要する経費、消防事務関係で、佐賀消防署配備のはしご車の修繕に要する経費等について、補正措置を講じております。

そのほか、決算見込みに伴う減額補正をいたしております。

補正額は、約5,455万円の減で、補正後の予算総額は46億2,048万円となっております。

以上で予算関係議案の説明を終わりますが、細部につきましては、予算に関する説明書等により御検討をいただきたいと存じます。

次に条例議案について、御説明申し上げます。

第7号議案「佐賀中部広域連合職員厚生会の設置に関する条例の一部を改正する条例」は、厳しい財政状況のなか、職員厚生会の福利厚生事業を見直し財政の健全化を図るため、会員の掛金を現行の給与月額1000分の5から1000分の4に軽減し、これにより会員の掛金相当額となっている広域連合の負担金も軽減さ

れるものであります。

第8号議案「佐賀中部広域連合消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例」は、小城町、三日月町、牛津町及び芦刈町が合併し、本年3月1日から小城市となることに伴い、現在の牛津町に設置しております小城消防署の位置及び管轄区域の表記を合併後の小城市となる表記の改めるものであります。

第9号議案及び第10号議案「専決処分について」は、本年1月1日の唐津市をはじめとする県内の市町村合併に伴い、本広域連合が加入する2つの一部事務組合に関し、これらを組織する地方公共団体数の減少及び当該一部事務組合規約の変更に係る協議について、専決処分したものであります。

以上、御審議をよろしくお願い申し上げます。

◎ 議案に対する質疑

○豆田議長

これより第1号及び第2号議案に対する質疑を開始いたします。
御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に御質疑もないようでありますので、第1号及び第2号議案に対する質疑はこれをもって終結いたします。

◎ 採 決

お諮りいたします。第1号及び第2号議案は、委員会付託、討論はこれを省略の上、直ちに採決をいたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって第1号及び第2号議案は委員会付託、討論はこれを省略の上、直ちに採決することと決定いたします。

第1号議案を採決いたします。

第1号議案は原案に同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって第1号議案は原案に同意されました。

次に、第2号議案を採決いたします。

第2号議案は原案に同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって第2号議案は原案に同意されました。

多良副広域連合長、原口副広域連合長の出席を求めます。

〔多良副広域連合長、原口副広域連合長 着席〕

◎ 議案に対する質疑

○豆田議長

これより第3号乃至第10号議案に対する質疑を開始いたします。
質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

○山下議員

おはようございます。佐賀市の山下明子でございます。

私は、第3号議案 平成17年度佐賀中部広域連合一般会計予算について通告しております項目に従って議案質疑をいたします。

まず、3款民生費、1項介護保険費の中で、幾つかの事業についての予算の減額の理由をお尋ねします。

配付された事業概要の資料によりますと、介護予防、元気な高齢者づくりとしての認知症予防事業実施の予算が前年度の170万4,000円から142万1,000円に減っております。先ほどの連合長の議案の説明の中では認知症予防教室をふやすなどの説明があったかと思いますが、例えば、16年度の事業に上げられていたスクリーニングや脳活性化事業など今回上がっておりません。そうしたことと関係があるのか、今年度の取り組み状況とあわせてお答えください。

また、在宅介護の推進としての住宅改修の相談・調査事業の予算が16年度の667万2,000円から587万3,000円に減っていることについても、相談件数や内容に関連するのか、それともそのほかの要因があるのかお示してください。

さらに、認定の公平性、公正性確保という位置づけの介護認定審査会の運営事業費が、16年度1億3,545万3,000円から、新年度では1億934万8,000円へと2,500万円ほども減額されております。この理由についても明らかにしてください。

次に、同じく3款1項介護保険事業費で、3目徴収費に新規事業として未納保険料の徴収対策としての専任の徴収嘱託員の配置が予算化されておりますが、その経過や嘱託職員の人数、職務内容をお答えください。

最後に、3款1項10目事業計画費として第3期介護保険事業計画策定事業費が計上されておりますが、全体のスケジュールと策定委員会の構成についてお考えをお示してください。

また、御承知のように、先ほどの説明でもございましたが、国において介護保険制度の見直し法案が国会に提出されておりますが、このことを踏まえて、当広域連合としての基本的な考え方をもう少し踏み込んでお示しいただきたいと思っております。

これまで高齢者の実態調査が取り組まれてはおりますけれども、その時点では表面化していなかったさまざまな利用者負担増ですとか制度の改変などの要因が見えているもとので、新たな事業計画をつくる上ではそこを反映させた住民アンケートなどで意向をつかむべきだと思っておりますけれども、そのような考えがあるのかどうかお答えください。

以上、1回目といたします。

○古賀給付課長

おはようございます。山下議員の御質疑にお答えします。

まず、認知症予防事業、住宅改修の相談・調査の予算が前年度より減額されている理由はということについてお答えします。

認知症予防事業は、介護予防、重症化防止の観点から研究を行う介護予防事業

の一環として取り組み、構成市町村にその効果検証及びプログラムを提供するものです。平成16年度、17年度の2カ年で、地区4カ所を選定したモデル事業を実施するようにしています。2カ年とも同じ内容の事業でございます。

お尋ねの17年度当初予算が16年度当初予算より28万3,000円の減額となっていますのは、主に事業に参加していただく対象者を決めるために行うスクリーニングを実施する際の謝金である報償費の減でございます。

事業を実施するに当たりまして、この事業に参加していただく高齢者を決定する方法として、不特定多数の高齢者に対しスクリーニングを実施し、その結果を踏まえて参加者を決定するという方法で計画をいたしておりました。

しかし、実施に当たってモデル事業実施町村と協議を行った結果、町村の全域から不特定多数の高齢者に対しスクリーニングを行うのは困難であり、かつ個人のプライバシー保護の観点から問題があるのではないかとということと、6カ月に及ぶ事業で継続して参加していただくことが一番重要でありますので、気軽に参加できる環境をつくる必要性があるということから、最終的には単位老人クラブに受けていただく形で実施しました。そのために、当初計画していたスクリーニングを実施しませんでした。

このスクリーニングの謝金は、本議会に御提案しています16年度の補正予算で減額するようにいたしております。

平成17年度におきましても平成16年度と同様な方法で参加者を決定する計画をいたしておりますので、16年度当初予算と比較すれば減額となっております。

次に、住宅改修の相談・調査事業につきましては16年度から始めた事業であり、嘱託職員の建築士2名を配置して、住宅改修の適正な給付、指導を図るものであります。

17年度においても同じ事業内容であります。17年度当初予算が16年度当初予算より79万9,000円の減となっておりますのは、主にこの嘱託職員の超過勤務手当の減によるもの、さらには、需用費で措置していました消耗品費、印刷製本費が17年度で不要になったということによる減であります。

以上でございます。

○小川介護認定課長

おはようございます。山下議員の御質疑にお答えします。

平成12年4月介護保険制度施行以来、約5年を経過しております。市町村における要介護認定事務も定着してきておりますが、申請者の急増による要介護認定事務の負担の増加により、当該事務の効率化に向けての提案や要望が多いことから、一部要介護認定事務の見直しが行われ、介護保険法施行規則が改正されました。

これを受けて、佐賀中部広域連合においては、介護認定審査会の運営機関であります介護認定審査正・副委員長会議に諮り、平成16年4月1日から、事務の効率化を進めるため、有効期間の拡大及び認定審査会の委員の軽減を行ったところでございます。

まず、更新認定に係る有効期間の拡大については、これまで原則6カ月、特に必要と認める場合は12カ月の範囲で延長可能とされたものを、原則12カ月から最大24カ月の範囲で延長可能になりました。

つまり、有効期間を1カ年から最大2カ年に拡大することにより、更新申請が翌年度には発生せず、翌々年度に更新申請を行うことになるため、事務の簡素化が行われることとなります。このことにより、審査会に必要な主治医意見書の作

成料を削減するものでございます。

また、介護認定審査会の委員数の軽減においては、佐賀中部広域連合では、認定審査会の合議体において、5名の委員で開催しておりましたが、認定審査会における審査業務の効率化の観点から、自治体がその実情に応じた合議体の委員数の弾力的な運用が可能となるよう一部改正され、1合議体4名で開催できるようになりました。このため、1名分の介護認定審査会委員の報酬費等を削減するものでございます。

以上です。

○本間業務課長

おはようございます。嘱託徴収対策事業についての御質疑にお答えいたします。

嘱託徴収対策経費 473万 9,000円につきましては、徴収嘱託員 2名分の報酬、社会保険料が主な経費となっております。

次に、こういった活動内容となるのかということですが、現在未納者対策としては、督促状や催告書の送付、電話による納付の勧奨等をいたしておりますが、特に要介護認定等を受けておられて未納がある方が1年以上の未納がある場合は、給付制限というペナルティーがかかってまいりますので、この方々に対する電話や訪問による納付相談にかなりの時間を割いている状況です。

介護保険料が未納となっている理由として、督促状、催告書を出しても中身をよく見られない方や、まだ元気だから払わないでおこうという方も多くおられます。

また、65歳になられ新たに第1号被保険者として賦課をされる方の中には、制度をよく理解されておらず、今までどおり医療保険とあわせて差し引かれていると思っておられたり、すぐに年金天引きによる納付になると勘違いされて未納になっているケースが多く見られます。

これらの未納者に対しまして、電話による納付勧奨が必要ですし、電話をかけてもなかなか家におられなくて連絡がとれない方や、電話番号がわからない方への訪問による納付勧奨が必要です。また、65歳到達者への介護保険制度説明など、未納者への接触の機会をふやすことが今後の徴収対策の課題と考えております。

一方で、平成17年度から広域連合として権限移譲に取り組みますが、連合全体の人員見直しに際し、業務課賦課収納係が減員となりますので、効率的な賦課収納体制を整えるとともに、徴収対策としてスムーズな訪問徴収ができるよう嘱託員にも徴収事務を分担させるものであります。

徴収嘱託員の業務としては、先ほど述べました課題に対応するため、電話や訪問による納付勧奨や納付相談による分納の方への訪問徴収などが主な業務となります。

以上でございます。

○碓総務課長

おはようございます。介護保険事業計画策定事業についての御質疑にお答えいたします。

まず、全体のスケジュールでございますが、この事業計画策定に当たりましては、本広域連合では、住民や専門家などの意見を反映させるため、昨年10月に実施しました高齢者要望等実態調査のデータを参考にするとともに、28名程度の委

員から成る介護保険事業計画策定委員会を設置し、この3月から1年間をかけて7回程度の会議の開催の中で策定を進めていく予定にしております。また、策定の途中、中間報告での住民説明会、保険料決定後の住民説明会等を予定をしているところでございます。

この策定委員会の委員には、学識経験者、医療・保健・福祉関係者、関係行政機関の代表者とともに、地域住民の意見を反映させるために一般公募による被保険者代表等から構成する予定にしております。

次に、計画策定の基本的な考え方でございます。

介護保険事業計画は、国の指針に沿って主にその計画期間内に必要とされる介護サービスの量を見込み、これに対する給付に必要な保険料を決定するとともに、このサービス量確保のための方策を定めるものであります。

制度施行から5年ほどが経過しておりますが、本連合においては、必要と見込んだサービス量もほぼ確保され、これまでの事業計画はおおむね達成されているものと考えております。しかし、これは全国的なことでもありますが、給付が急激に伸びている中で、介護保険法の基本理念である自立支援につながらないサービスの利用が多く存在するという問題が生じております。

第3期介護保険事業計画についても、これまでの計画と役割は変わらないものの、基本的な考え方として、さきで述べたような問題を解決するため、第5期介護保険事業計画の最終年度に当たる平成26年度の目標を設定し、そこに至る中間段階として、平成18年度から20年度までの3年を1期とした介護保険事業計画を作成すること、さらに、この問題解決のため、今回予定されております制度見直しにより介護予防などの新たなサービスに対する施策等も盛り込むこととしております。

次に、住民アンケートの実施についてのお尋ねでございます。

昨年10月に実施しました高齢者要望等実態調査は、アンケートという名称ではございませんが、要援護者やその家族を対象とし、現状や要望等を細かく調査したもので、住民の意向を十分に把握できているものと思っております。

今回、国が示した制度見直し内容に関連した意見や要望等につきましては、計画策定に関する中間報告会の折や介護保険出張講座等の中で御意見を伺い、利用者の立場に立った計画策定に努めたいと考えております。

○山下議員

再質問をいたします。

まず、認知症予防事業の事業費の減額についてのスクリーニングはやらなかったと、これは必要がないのでしなかったという点での説明はわかりましたが、もう一つ上げておりました脳活性化事業というものについてはどうであったのか、念のために御説明をお願いいたします。それはもともとしなかったのかどうか。平成16年度の予算の説明にはたしかそういう言葉が上がっておりましたので、ちょっと気になっておりましたので、御説明をお願いいたします。

それから、住宅改修事業については了解いたしました。

運営審査会のことですが、有効期間の拡大ということについては、実態に即した見直しということであるわけなんです、委員の方の軽減ということで、条例の中では定数7人となっている中で、実際には1合議体5人でこれまで運営をされていた。それを平成16年以降、今回は4人に減らしていくということなわけですが、これまでたびたび決算のときにですね、この運営審査会が流会、合議体の流会ということがよく報告をされておりましたが、その心配はないのかどうか

ということです。

5人のときには何人出席で流会になっていたのか、4人になるとどうなるのかということも含めて、ちょっとこの点お答えいただきたいと思います。

合議体の構成メンバーの点でも、医療・福祉・保健の方たち、さらには認知症対応ということで精神科医の方の確保ということが問題になってくると思いますが、4人ということで十分それに対応できるのかどうかということについてもお考えを伺いたいと思います。

それから、嘱託徴収員の問題では、これまでの対応から、今後、より現場に出かけていって、その方たちの実態もつかむ、接触することによって実態もつかむということになるのであれば、それは積極面でもあるかとは思いますが、とにかく機械的な対応にはならないようにしていただきたいということと、それから、やはり実態をつかまれたことは具体的な施策にぜひ生かしていくということも、そういう姿勢をぜひ持っておいていただきたいということを申し上げておきたいと思います。

それから、介護保険事業計画策定ですが、住民アンケートそのものは、もう平成16年度の高齢者実態調査で意向はつかんでいるから改めてはしないんだということだったと思います。

住民説明会を途中で1回、それから保険料決定後に1回開くということで御説明がございましたが、少なくとも昨年度、平成16年度の高齢者実態調査というのは、今回の大幅な国民負担増ですとか、在宅サービスの利用制限だとか、そういうことについては明らかになっていなかったわけですから、そこはやっぱりはっきり聞いて、これに対してどうなのかということは、やはり特別につかむ必要があるのではないかと思います。

それを中間の住民説明会まで聞かないということでは、やはりこれまで7回開く上での前半の介護計画の策定委員会にやっぱり反映できないのではないかと思いますので、これはもう少し前向きにといいますか、本当に意向をつかむという立場に立てば、住民アンケートということは取り組むべきだと思いますが、もう一度お考えをお聞かせください。

○古賀給付課長

山下議員の2回目の質問にお答えいたします。

スクリーニングについては、対象者を振り分けるという意味でのスクリーニングを減額したということです。ですので、対象者、現在事業に参加されている方がどのように変化していったのかという判定をするスクリーニングについては実施しております。

脳活性化事業につきましては、そのモデル事業を24回、1週間に1回実施しておりますけれども、その教室の事業として、レクリエーションとかカレンダーをつくるとか、日記をつけるとか、そういったものを教室として、事業としております。そういったものを総体的に含めて脳活性化事業というふうに呼んでおります。

以上でございます。

○小川介護認定課長

山下議員の2回目の御質問にお答えいたします。

介護認定審査会の委員は、医療・保健・福祉の各分野の専門的知識を持ち、それぞれの分野で御活躍され、経験豊かな有識者で構成されており、その審査については、適正かつ公正に判定され、円滑に運営されております。

流会についてでございますけれども、主に審査員の急患対応によることや、台風や雪などの悪条件のときなどに流会が発生しており、審査員の都合により出席ができない場合などにつきましては合議体の中で交代をしていただいております。審査会の運営自体には特に支障はございません。

それから、審査員が5人のときは何人で流会になるのかということでございますけれども、2人欠席されたら流会になります。また、去年の4月から4人体制でやっておりますけれども、これについては一人でも欠席されたら流会になります。

以上、終わります。

○本間業務課長

2回目の御質疑にお答えいたします。

徴収嘱託員を配置することによって、被保険者の方々に直接会う機会がふえますので、未納になっている理由や介護保険に対する理解度など、これまで十分な把握ができていなかった部分も把握できますので、どこにポイントを絞ったらいのかなど、今後のより効果的な徴収方法や制度周知の仕方などにつなげていきたいと考えております。

○碓総務課長

介護保険事業計画についての質疑でございます。住民アンケートについての取り組みについて再度お尋ねがございました。

普通活動をしている中で、現在認定調査、また介護相談などふだんの活動の中で住民と接する機会が多うございます。そういったふだんの活動の中で住民からの意見の収集を努めることによりまして、この事業計画の反映に努めていきたいということを考えておまして、住民アンケートについては改めて行う考えはございません。

以上でございます。

○山下議員

最初の認知症予防のところは再確認なんですが、要するに脳活性化事業はやっているし、今後もやるということで受けとめてよろしいんですかね。ちょっとそこが結局よくわからなかったんですが、やっていることの総体の呼称であるというふうな言い方をされたのかなというふうに受けとめたんですが、それでよいのかどうか。

言葉が16年度は出ていて17年度は出ていなかったということで伺っておりますので、事業はやるのかやらないのかということを端的にお答えいただければと思います。

それから、認定審査会については、流会は1人でも欠席すれば流会になるけれども、次の審査会にメンバー交代してつなげていくので運営全体には支障はないというふうに受けとめてよろしいわけですね、それは。——はい、それはわかりました。

とにかく時間が短くて十分な審査ができないというふうなことにならないようにということを願っております、1合議体当たりのですね。

それから、嘱託徴収員の問題では、未納の実態を把握できるので効果的なポイントを絞って制度周知に努めていくというふうなことではございましたが、そういうことではあるんですが、やはり私が大変問題意識を持っておりますのは、なぜ

未納になるのかということを考えてときに、負担はできるけれども払わないんだという方と、負担ができなくて払えないんだ、払いたくても払えないんだという場合があるとすれば、やはりそれをどうしていくのかという意味での対策がきちんと立てていけるような制度の施策運営に生かしていけるようにという姿勢もぜひ持っていただきたいという意味で申し上げておりますので、そこはぜひ踏まえておいていただきたいと思います。これについては、もう答弁は要りません。

それから、事業計画の住民アンケートは結局改めてなされないと、今ここでおっしゃいましたが、これはぜひ委員会の中でも十分また皆さんで議論していただきたいと思います。

ふだんの活動の中で住民と触れ合って、そこで声をつかむんだという今の御説明でございましたが、やはりこれこれについてどうですかという問題提起をきちんとして質問をしないと、そういう問題意識を余り持っていなかったら、普通のおしゃべりであったり、普通に言っている——何ですか、意見が言える人は言うけれども、思っているも口に出さない方だとか、そういうことがありますから、やはりきちんと問題を位置づけて回答を求めるという立場を持っていただきたいと思います。これについても今答弁を求めても繰り返しになると思いますので、ぜひ委員会の中で審査につなげていただければと思います。

ですので、最初の部分での確認の答弁をお願いします。

○古賀給付課長

3回目の答弁です。

確認ということでありますけれども、1回目の答弁でお答えしましたように、2カ年とも同じ内容の事業でございます。16年度におきましても先ほど申しましたレクリエーション、カレンダーづくり等の脳活性化につながるような事業を17年度においても実施いたします。

○小川介護認定課長

2回目の答弁で答弁漏れがありましたので、答弁させていただきます。

認知症につきましては、精神科を専門とする審査員の先生が所属する審査会にかけて的確に慎重に審議を行い、適正な判断をしていただいておりますので、分野ごとに問題があれば、そういうふうな方たちを集めて、そういうふうな先生が所属するところの審査会にかけて審議をしておるということでございます。

以上、終わります。

○松尾議員

松尾です。通告に基づきまして、議案番号4 平成17年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計予算について3点質疑を行います。

質疑は予算に関する説明書、この黄色のものですね、これと提出されております資料、これに基づきまして質問をいたします。

第1点目は、予算に関する説明書の65ページです。

歳入1款1目の第1号被保険者保険料についてです。33億931万2,000円が計上をされています。前年度に比較して4,657万7,000円がふえています。この要因はどうなっていますか。

次に、資料の18ページ、歳入歳出の内訳の表がここに出されております。これによりますと、一番左の上ですけれども、第1号被保険者保険料必要額が34億

2,379万 6,000円、これに対して、その下に書いてありますように、予算計上されたのが32億 8,260万 6,000円です。この差額は1億 4,119万円となります、このことについて。

次に2点目です。

予算の説明書の68ページになるわけですが、歳入7款1項の介護給付費基金繰入金についてです。前年度の比較を見ますと、1億 237万 9,000円ふえています。どうしてこのようにふえているのか説明をいただきたいと思えます。

第2期介護保険事業計画は平成15年度から19年度までの5年間を計画期間としているわけですが、先ほどの議案の提案説明にありましたように、平成18年度は見直しを行う時期になっておりまして、つまり平成15年、16年、17年の3カ年で今事業が進められているわけですが、今回具体的には、今度の新年度の予算提案は最終年度というふうになるわけです。この3カ年についての介護給付費基金の繰り入れの仕組みについて質疑をいたします。

次に3点目です。予算の説明書の71ページです。

歳出の1款1目の介護サービス等諸費、191億 6,173万 3,000円のうち、19節負担金、補助及び交付金の一番上にありますけれども、居宅介護サービス給付費の計上額は79億 9,744万 1,000円です。

次に、資料の16ページになりますが、ここに平成17年度保険給付費当初予算積算額総括表が提示をしております。

これによりますと、事業計画は真ん中にありますけれども、平成17年度当初予算(A)事業計画④のところですが、一番頭に70億 6,774万 7,000円とございます。それと、今提案されております当初予算の差額分、右から3番目にH17-事業計画、⑤-④という頭にありますように、この差額は9億 2,999万 4,000円となっております。

このうち認知症対応型共同生活介護、すなわちグループホームのことであるわけですが、同じく資料の16ページの真ん中ほどに、名称が変わりまして認知症対応型共同生活介護、平成17年度の当初予算、要するに事業計画④には6億 8,128万 2,000円あるわけですが、当初の予算計上では、⑤にありますように13億 3,334万 6,000円、こうあるわけですね。この差額がその二つ右にありますように、6億 5,206万 4,000円、事業計画よりも95.7%この数字としては195.7%増加し、約2倍になろうとしています。

先ほど私は居宅介護サービス給付費との差額のことを申し上げました。認知症対応型共同生活介護の当初予算と事業計画の差額を申し上げたわけですが、その差額を比較をしてみますと、差額分、居宅介護サービス給付費全体の9億 2,999万 4,000円、これに対して認知症対応型共同生活介護の差額分6億 5,206万 4,000円は7割を占めるに至っています。数字としては70.1%というふうになるわけですが、この要因として私は、言い過ぎのところもあるかもわかりませんが、特養ホーム、あるいは老健施設等のベッド数の不足により認知症対応型共同生活介護、つまりグループホームがふえているという一因もあるのではないかと考えているわけです。グループホーム急増の対応策をどのように考えておられるのか質疑をいたします。

○碓総務課長

まず、介護保険特別会計の歳入につきましての質疑につきましてお答えします。

まず、第1号被保険者保険料が前年度に比べまして4,657万 7,000円ふえてい

ることについての質疑でございます。

第1号被保険者保険料の算定に当たりましては、第2期の介護保険事業計画策定の際に計画年度における介護保険事業費を推計し、介護サービスにかかる総費用や65歳以上人口などを示し保険料収納必要額を算出しておりまして、この数値をもとに各年度の保険料の歳入予算計上額を決定いたしております。

事業費推計に使用しました65歳以上人口の基礎数値は、平成15年度7万3,278人、平成16年度7万4,315人、平成17年度7万5,352人となっております。平成16年度から平成17年度への約1,000人の増加が平成17年度の前年度比較4,657万7,000円の主な要因となっております。

次に、必要額34億2,379万6,000円に対して95.9%の予算になっているということについての質疑でございますが、第2期事業計画期間での当初予算歳入における第1号被保険者保険料は、平成15年度は32億1,560万8,000円、平成16年度は32億6,273万5,000円、平成17年度については33億931万2,000円を計上しております。

平成17年度介護給付費203億7,974万1,000円に対する必要な保険料は34億2,379万6,000円ではありますが、保険料収入総額から介護給付費以外のその他の経費に必要な保険料額を差し引いた額が32億8,260万6,000円となり、不足する1億4,119万円を基金から繰り入れるものです。

この介護給付費に充てる保険料と必要な保険料の割合が、平成17年度では95.9%、平成16年度では98.8%ということになっておりますが、資料の表は介護保険特別会計予算の財源構成をわかりやすく示したものでございまして、当該年度分保険料と過去に積み立てた分の保険料（介護給付費の基金分でございますが）その合計が必要額になるということを示したものでございます。

続きまして、歳入7款の繰入金、1目介護給付費基金繰入金についての御質疑でございます。繰入金の前年度比1億237万9,000円についての質疑でございます。

第2期事業計画期間内の介護給付費基金繰入金は、平成15年度はゼロ、平成16年度は3,881万1,000円、平成17年度については1億4,119万円を計上し、前年度比較1億237万9,000円の増となっております。

事業計画に沿って順調に運営できるとすれば、初年度は黒字、2年目の収支は均衡し、3年目は保険料不足となり、初年度の黒字分については、翌年度以降の増加する介護給付費に対する準備基金として積み立てることができるようになっております。

このため、平成17年度の介護給付費への保険料相当分の財源としては、当該年度の保険料及び過去の保険料分を積み立てていた基金からの繰り入れからとなるものでございます。

以上でございます。

○古賀給付課長

松尾議員の御質疑にお答えします。

居宅介護サービス給付費当初予算と第2期事業計画の差、9億2,999万4,000円のうち、認知症対応型共同生活介護が70%を占める6億5,206万4,000円となっているが、この要因として老健施設などのベッド不足によるものではないかというお尋ねでございました。

平成17年度当初予算と事業計画の差を居宅介護サービス給付費で見ますと、当初予算で79億9,744万1,000円に対し、事業計画で70億6,744万7,000

円と9億2,999万4,000円、13.2%の増となっております。

これをサービスごとで見えますと、これは資料にございますけれども、増加しているサービスが通所介護、福祉用具貸与、認知症対応型共同生活介護等となっております。減少しているサービスが訪問介護、訪問看護、通所リハビリテーションとなっております。

中でも認知症対応型共同生活介護の伸びは大きく、平成17年度当初予算で見込んでいる利用者数が約480名といたしております。これに対しまして、事業計画では240人の利用と半分しか見込んでいなかったということで、御指摘のような差となっております。

また、介護老人保健施設につきましては、病院と自宅との中間の施設としてつくられたもので、病状が安定期にあり、看護や医学的管理下での介護、機能訓練等のサービスを必要とする要介護者が入所され、在宅の生活への復帰を目指してリハビリを中心としたサービスが提供される施設でございます。

このため、介護老人保健施設は長期の入所は想定されておらず、入所者が随時入れかわるという施設であるため、認知症対応型共同生活介護の増加は老健施設などのベッド数の不足によるものではないというふうに考えております。

以上でございます。

○山田事務局長

松尾議員さんの認知症対応型共同生活介護、グループホームについての御質疑にお答えをいたします。

グループホーム、予定より、計画よりもかなり大幅に伸びておまして、このままでは給付費が大幅に伸びるということも懸念されまして、16年度から事前審査ということで一応チェックをするようにしております。

といいますのは、今全国でも報道されておりますように、事故が多発しているという状況もございます。異業種からの参入といったようなこともありまして、真に福祉のこと、あるいは介護保険のことを熟知された方が運営されるということが一番必要ですので、そういったこともかんがみまして事前審査を行って、16年度につきましては3件グループホームを新設するというようにしております。

また、17年度からは指導、監査ということで、保険者として私どもも直接指導、監査ができますので、そういった中で介護保険に対して十分なサービスができていないか、そういったものも監査ができますので、17年度以降も恐らくそういったことを中心に行っていきたいと思っております。

以上でございます。

○松尾議員

松尾です。ただいま担当の方から答弁をいただきました。

そこで、まず第1点目に申し上げました1号被保険者の増加分ですけれども、私の理解も十分でないところもありまして、その後いろいろ調べてみました。

この第2期介護保険事業計画の68ページに図表5の2というのがございまして、この中に計画年度における介護保険事業費推計の総括ということで、先ほど淀総務課長の方より答弁をいただきましたように、平成15年度、16年度、17年度の65歳以上の人口が推計で掲げてあります。私もこれを調べてみたわけですが、平成16年度より17年度の差は1,037人とふえておまして、そうしますと、この69ページに第1号被保険者保険料の算定が最終的に月額で基準額が

3,736円というふうになっているわけですが、これに12掛けまして年額を出しますと、4万4,832円というふうになります。これを推計で先ほど言いました1,037人に4万4,832円を掛けますと4,649万円というふうになるわけですが、先ほども答弁をいただきましたように、増額の要員が約1,000人ということでありましたので、このような幾らか数字が違ってはくるわけですが、計数とかいろいろあると思います。そういう理解でいいかどうか、ここについて再度質問いたします。

それから、2点目の介護給付費基金繰入金ですが、これは私も以前の議会で質疑もしてきたわけですが、保険料の取り過ぎではないかということで申し上げてきまして、最終的に残があったものを基金に繰り入れをします。それを、先ほど説明がありましたように、必要額というものに見合わないという額を介護給付費基金繰入金で計上するというふうな仕組みについて、やっと平成15年、16年、17年度、平成15年が計上していないと、要するにゼロという答えがありました。それから、平成16年度3,881万1,000円、それで先ほど私が質問いたしましたように、平成17年度1億4,119万円と、こういうふうに説明をいただいたわけですが、常任委員会等でも、こういういわゆる18%に見合う、いわゆる全体の保険料、このために介護給付費基金の繰り入れが3年間のローリング方式ですので、このような考え方に基づいておるというのをさらに詳しく説明をいただいた方がより理解が深まるのではないかとこのように思いますので、以上2点について再度質問します。

○碓総務課長

松尾義幸議員さんの2回目の質問にお答えいたします。

まず1点目、保険料の計算を議員の方で計算されたことでの確認をされましたが、そのとおりでございます。保険料の基準額、それに人数の被保険者の増加分を加えて12カ月したものが約4,000万ほどになりますので、それがちょうどこの保険料の増加要因ということでございます。

それから、基金の繰入金についての説明をもう一度ということでございましたが、要は、介護保険事業計画の中で3年間の給付費の推計を出して、また人口の推計を出しまして全体の保険料の金額を決定いたします。給付費につきましては、当初が、前提が後年度になるほど給付費がふえると、また人口もふえていくということが想定されておりますので、それに基づきまして計算して、当然初年度が保険料がちょっと多目に集まると。余った分についてはプールをしておき、事業計画の3年目に給付費が多くなって保険料の単年度だけでは賄い切れなくなった場合に補てんするという仕組みでございます。

以上でございます。

○竹下議員

川副町の竹下でございます。

通告に従いまして、第4号議案 17年度佐賀中部広域連合特別会計予算の歳入の第2款1項1目の負担金ということで質疑をいたします。

ページでいきますと65ページでございますが、構成市町村負担金25億5,074万円ということになっております。前年度と比較いたしますと1億908万6,000円の増加ということでございました。この負担金の根拠となるものは、高齢者人口割、受給者割、給付割となっておりますが、構成する市町村に対しまして、そ

の算出根拠もさることながら、その数値の確認といえますか、算出根拠の数値の確認をどのような方法でやっておられるのか、質疑をいたします。

○古賀給付課長

竹下議員の御質疑にお答えします。

まず、構成市町村負担金の算出根拠について先ほど質疑の中で申されておりましたけれども、再度御説明申し上げます。

介護保険給付に係る構成市町村負担金につきましては、佐賀中部広域連合規約の定めによりまして、竹下議員言われましたように、高齢者人口割 100分の15、受給者数割 100分の10、給付費割 100分の75の割合で算出することとなっております。

当初予算における構成市町村負担金の算定につきましては、前々年度の確定数値に基づく概算として、当該年度の数値により精算すると定めておりますので、平成17年度介護保険特別会計当初予算においては、平成15年度の数値を使い積算しており、決算において17年度の数値に基づき精算するということとなります。

次に、構成市町村との連携確認の御質疑でございます。

高齢者人口割の基礎となる65歳以上人口につきましては、構成市町村に照会し、回答をいただいております。

受給者数割、給付費割につきましては、給付費の審査支払いを委託しております佐賀県国民健康保険団体連合会からのデータをもとに数値を積算しております。この給付費割、受給者数割のデータのもとなります資格情報というものがございませけれども、これは市町村から提供されます住基情報と認定情報、連合の認定情報をつき合わせて作成されるものでございます。

このデータは佐賀県国民健康保険団体連合会で毎月事業所から請求された給付費を審査決定し、過誤調整、再審査されたものを増減した上で本連合へ送付されるというふうになっております。このデータにより集計した資料を毎月構成市町村に送付しており、連携確認はできていると思っております。

以上でございます。

○竹下議員

先ほど答弁をいただきましたが、介護保険特別会計の算出根拠となります高齢者人口割 100分の15、先ほどおっしゃいました15年9月末の住基人口ということですが、広域連合の総合計をそれで見ますと7万 3,732名ということでありましょう。受給者数が 100分の10ということで、15年9月の受給者数ということで9,713名という数字が上がっております。

また、給付費割が 100分の75ということで、これも平成15年度の給付費実績ということで179億 288万 774円という数字が上がっておりますが、高齢者人口割はもちろん構成市町村で確認をできるわけですが、先ほどの答弁を伺っておりますと、受給者数と給付費につきましてはインターネット等ではわかるでしょうが、事務委託をされております国保連合会等に対する報告書、構成市町村に対する報告書のみで、その担当する課が認識するべきものなのか、逐次確認をとっておりますが、その辺のところをもう少し詳しくお伺いをいたします。

○古賀給付課長

竹下議員の2回目の御質疑にお答えいたします。

国民健康保険団体連合会の方から来ておりますデータ、これにつきましては連合の方で処理しまして、その数値を各構成市町村の方に端末で流しております、データによりまして流しております。

国民健康保険団体連合会の方から流れてきますのは在宅の給付でありまして、あと、在宅給付の受領委任払い、いわゆる現物給付の部分でありまして、住宅改修並びに福祉用具購入、この分については償還払いとなっております。この分については連合の方で数値を把握しておりますので、二つ合わせて構成市町村の方へデータとして流しております。

以上でございます。

○竹下議員

川副町のことを申し上げて申しわけございませんが、川副町の事例をとりますと、先ほどの算出根拠によりますと、高齢者の方が4,402名おられまして、受給者が639名と。給付でやりますと11億4,604万9,372円という数字が上がっております。そのことに関しまして、各担当課との連携、この数の数値の積算に対する確認というものがどのような格好で実際なされておるのか、再度質問をいたします。

○古賀給付課長

竹下議員の3回目の御質疑にお答えします。

この分につきましては、確認ということにつきましては、先ほど申しましたように、前々年度の数値を根拠にして積算しておりますので、その分についてはデータによって流れた数値で確認できているものと思います。

さらに、構成市町村担当課長会の方で負担金についての御説明を申し上げますので、それについても、もし何かあれば、御質疑等を受けてその説明をいたしているというふうに思っております。

以上でございます。

○豆田議長

以上で通告による質疑は終わりました。

第3号乃至第10号議案に対する質疑は、これをもって終結いたします。

◎ 一般質問

○豆田議長

これより広域連合一般に対する質問を開始いたします。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

○山下議員

佐賀市の山下明子です。通告に従って一般質問を行います。

まず、介護保険利用料の負担軽減についての問題です。

私はこれまでもだれもが安心して必要な介護を受けることができるようにするためにも、保険料、利用料の負担を軽くして、社会保障にふさわしいものにするべきだと主張してまいりました。

国が介護保険制度の初の見直しとして去る2月8日に閣議決定し、国会に提出された介護保険「改正」法案は、果たしてその要請にこたえたものになっているかと言えば、残念ながらそうではありません。最大の問題は、高齢者の増加と介護保険によってサービスの利用者が急増している、国の財政負担は大変だと、介護に対する国の財政負担の抑制を口実にしながら、介護給付費の伸びを抑制することに重点を置いて、施設利用の高齢者の負担をふやし、一方で介護予防という名のもとに軽度の在宅利用者へのサービスを大きく制限するなど、大幅な国民負担増を押しつけようとしていることです。

特に、手厚い介護を提供する特別養護老人ホームなどの入居者に対しては、在宅の場合でも家賃や食費はかかるから、公平性を図るのだという理由で居住費、ホテルコストとも言われておりますが、その居住費や食費を保険給付の対象から外し、全額自己負担にする、しかも、ほかの項目に先駆けて、これについてはここの10月から前倒しで実施するとしています。

対象となる施設は、特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設の介護保険3施設ですが、入居だけでなく短期入所のショートステイの場合も含まれます。さらに、通所介護や通所リハビリでも食事代を保険の対象から外して全額自己負担にしようとしています。これで国民負担は年間ベースで3,000億円になるといいますが、厚生労働省の示したモデルケースでも特養ホームの個室に入っている要介護5の人の場合、1割負担の2万6,000円に加えて居住費が6万円、食費が4万8,000円の合計13万4,000円となり、1カ月の負担は現行より2万7,000円から3万7,000円もふえることとなります。4人部屋などの相部屋でも、利用者負担は現行の5万6,000円から8万7,000円へと3万1,000円も値上げとなります。仮に相部屋から個室に移ることになれば、8万円もの負担増です。

今、年金を受けておられる方の約6割が月額平均四、五万円という水準ですから、これほどの負担になれば、もう介護は受けるなと言われていても等しいと思います。今でも保険あって介護なしと言われていた状態なのに、ますます利用しにくくなるのではないかと思います。佐賀中部広域連合としては、この国の動きをどのように受けとめておられるでしょうか。

もう一つは、負担軽減についての考え方です。

この間、我が中部広域連合も含め、全国で4分の1を超える自治体に保険料や利用料の減免制度がつくられました。これは全国のさまざまな住民運動の成果であるとともに、国の制度として低所得者への減免制度がないということが大きな欠陥になっていることのあらわれとも言えます。もともと保険料や利用料の国民負担が大きいことの最大の要因は、介護保険の導入に伴って、介護施策に対する国の負担割合をそれまでの50%から25%へと大幅に引き下げたことにあります。しかも、この国庫負担25%のうちに調整交付金5%分も含まれておりました。これを別枠化して国庫負担全体を実質30%に引き上げてほしいということは全国市長会や町村会、また、この連合も含めて繰り返し要望されていることでもあります。

その財源も3,000億円程度であり、この程度の国庫負担を引き上げるだけでも国の制度として住民税非課税世帯への在宅サービス利用料を3%に軽減するか、あるいは保険料を減免するということが可能になります。その意味では引き続き国庫負担の引き上げを強く求めていただきたいと思います。

同時に、保険料や利用料のあり方をこれまでのサービスに応じた負担から支払い能力に応じた負担、いわゆる応能負担に切りかえていくことが今後必要ではないかということです。

現在の65歳以上の保険料は5段階、または今度の国の見直しでも第2段階を二つに分けての6段階となっており、所得が少ない人ほど負担割合が重くなるという逆進性が、ほかの所得税や住民税、あるいは国保税などと比べても著しくなっております。

負担は能力に応じて、そして給付は平等にということがやはり社会保障の原則だと思います。日本と同じ介護保険を実施しているドイツでも、保険料は所得の1.7%という定率制だそうです。東京の武蔵野市では、今の介護保険制度における逆進性を是正するために、保険料を10段階にするようにと国に求めておられるそうです。武蔵野市の試算では、10段階化にすることにより低所得者の保険料が現在の4分の1から3分の1に引き下げることができるというふうに示されております。

こうした動きを踏まえ、少なくとも定率制や多段階制など、所得に応じた保険料を自治体が同時に設定できるようにすることも必要ではないかと思えます。また、利用料も同じく所得に応じた額にするように国に求めていくべきだと思えますが、こうした点での連合としての見解をお聞かせください。

次に、ひとり暮らし世帯へのホームヘルパー派遣をめぐる問題について伺います。

政府が介護保険見直し法案の国会提出準備を進めていた昨年10月から12月にかけて、東京渋谷区の社会保障推進協議会が約400人の高齢者を対象に介護保険実態調査アンケートを行ったという記事が最近の新聞で紹介されておりました。

そこでは、介護保険料を重い負担だと感じている高齢者が7割に上るなど、切実な声が出されたそうですが、その中の自由記入欄への回答の中に、要介護2の89歳の女性が、入院すると途端にヘルパーさんが切られる。ひとり暮らしなので入院中の留守宅の管理や衣類や洗濯物などを家から病院への届け物をしてくれる人がいなくなるのが困るという声を載せておられるところに私、目がとまりました。

これは、入院して医療の分野に移ったために介護保険が中断するから当然だと思いがちですが、一人の人間として通してみたときに、在宅のときは地域で過ごし、ひとり暮らしでもホームヘルパーの派遣によって話し相手もでき、地域社会とのつながりも保てるのに、入院した途端、地域とその人を結ぶきずなが切れてしまうということにもなりかねません。

社会から分断されて過ごすのではなく、常に社会とのかかわりを保ちながら過ごしていく方が脳の活性化の面からも有効であるということも踏まえ、介護と福祉の分野をつなぐ何らかの手だてが必要なのではないかとすることを改めて突きつけられた気がしております。

一方で、今度の介護保険の見直し法案の中では、家事代行型の訪問介護の介護報酬を引き下げ、本人とともに行う家事援助型のヘルパーだったら認めるけれども、それ以外は本人の自立を妨げるからという理由で、原則として軽度の軽い症状の在宅利用者の家事援助型のホームヘルプサービスは利用を認めないということが盛り込まれております。このままいけば、今紹介した高齢者のような方の悩みの解決からはますます遠ざかることになると思えます。

こうした点で、今この中部広域連合においては、ひとり暮らしの要介護の方が入院された場合、実際どのような対応になっているのか、御本人とのかかわり、自治体とのかかわり、ケアマネジャーの役割がどうなっているかなどについてお答えください。

また、何らかの手だてを講じる余地がないのかお考えをお示しくください。

以上、1回目といたします。

○古賀給付課長

山下議員の御質問にお答えいたします。

国の見直し案の中で、施設入所者からホテルコスト、いわゆる居住費や食費を保険から外して徴収することなど負担増が盛り込まれているが、ますます利用しにくくなるのではというお尋ねでございました。

介護保険制度の改革の中で施設給付の見直しが予定されておりました、その改正内容は、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設の介護保険3施設の居住費用や食費が保険給付の対象外となるものでございます。これは、介護保険と年金給付の重複の是正、在宅と施設の利用者負担の公平性の確保の観点から行われるものでございます。

見直し後は、光熱水費相当分等や食材料費、調理コスト相当分を居住費用、食費として負担していただくこととなります。在宅の利用者では当然自己負担されている費用でございますので、ある程度の負担増は公平性の面からやむを得ないものと考えております。

また次に、利用料につきまして、低所得者対策としての減免策とともに、所得に応じた応能負担などを取り入れることが必要ではないかという御質問でございました。

今回の改正案では、低所得者等に対する対策についても一定の見直しが図られております。その改正内容といたしましては、高額介護サービス費の見直し、旧措置入所者の経過措置の延長、社会福祉法人による利用者負担の減免の運用改善が盛り込まれております。

まず、高額介護サービス費につきましては、保険料段階の見直しに伴い、現行の市町村民税非課税世帯である第2段階の方について、年金収入が80万円以下の方を新第2段階、80万円を超える方を新第3段階に細分化されることになっております。

新第2段階に該当する方の高額介護サービス費については、現行の2万4,600円から、第1段階と同じ1万5,000円と、月額上限が引き下げられます。

また、居住費用、食費につきましても、同様に市町村民税非課税世帯に対する負担の軽減が図られるということになっております。

次に、介護保険施行前に市町村の措置により特別養護老人ホームに入所されていた旧措置入所者につきましては、平成17年3月31日までの5カ年について、介護費用の自己負担分と食費の合計額が法施行前の費用徴収額を上回らないように設定する経過措置がとられておりました。この経過措置につきましても、同様な形でさらに5年間延長する措置がとられる予定でございます。

また、社会福祉法人による利用者負担の減免につきましても、対象者の範囲、減免内容、助成の仕組み等について運用を見直し、拡大される方向性が打ち出されております。

こうした国の改正の方向性は佐賀中部広域連合が考えているものとおおむね一致しておりますので、国に働きかける考えはございません。

次に、ひとり暮らしの方が入院した場合のホームヘルパー派遣の対応はという御質問でございました。

ホームヘルパー派遣は、介護保険制度では訪問介護と定義されております。訪問介護は要介護者、または要支援者と認定されたサービス利用者の居宅において利用者への入浴、排せつ、食事等の介護及び調理、洗濯、掃除等の日常生活上の世話を提供するものでございます。

この居宅には病院は含まれておりません。また、入院された場合の留守宅への

訪問につきましても、利用者がいないので、介護や世話の提供をすることはできません。したがって、御質問の入院した場合の対応につきましても、介護保険制度給付以外での対応になるものと考えております。

ひとり暮らし高齢者の対応につきましても、市町村の高齢者福祉の分野で、その人の状況、生活環境等が把握されているものと考えております。入院等の事態になれば、民生委員や地域のボランティア、さらには保健師等がかかわることになると思われます。その方が介護保険サービスの利用者であれば、それ以外にケアマネジャーがかかわってくるということになります。

以上でございます。

○本間業務課長

介護保険料の低所得者対策としての減免策、また保険料所得段階をふやして所得に応じた応能負担を国に働きかける考えはないかという御質問にお答えいたします。

現在の保険料は、負担能力に応じた負担を求めるという観点から、所得段階別の定額の保険料が採用されており、低所得者の負担は軽減をされています。しかしながら、市町村民税世帯非課税者等の第2段階は所得の幅が広く、この中には生活困窮の方がおられることから、各保険者においては、第5段階を二つに分け、保険料を高くすることで第1段階や第2段階の保険料を低く抑える、いわゆる6段階方式を取り入れたり、第2段階の生活困窮者の方に独自の減免制度を取り入れるなど、さらに低所得者対策を実施している保険者もあります。

御承知のように、本広域連合も、平成15年度から独自減免制度を適用いたしております。今回予定をされております介護保険制度の改正の項目の中で、「保険料のあり方」としては、現行の「第2段階」を二つに分割し、年金収入が80万円以下で、年金以外に所得がない人を「新第2段階」として、現在の保険料率よりも引き下げることとされており、負担能力の低い層への軽減が図られることとなります。

応能負担についての御質問につきましては、介護制度の財源としては、50%は公費負担として、国県、市町村が負担しており、残り50%が40歳以上の方に負担をしていただいております。負担の方法として保険制度を採用いたしております。

また、現在の65歳以上の方の第1号被保険者保険料は応能負担を取り入れており、第1段階から一番高い第5段階の保険料率を比較すると、3倍の保険料となっており、また利用料という応益負担もあることから、現在の仕組みは理にかなったものと考えますので、国に働きかける考えはございません。

○山下議員

一つ目の負担軽減の問題ですが、まず、施設の入所者の負担の問題で、残念ながら、今のお答えは国の主張等をそのまま受け入れておっしゃっているなということを感じて聞いておりましたけれども、特に、介護給付と年金給付の重複を避けるなどという言い方というのは、本当に別の問題をごちゃごちゃにした言い方になっているということだし、ホテルコストの問題でも、公平性の確保といいますが、例えば、ひとり暮らしの方が入院をされるというか、入所されたら、確かに今まで家で暮らしていた分の光熱費は余りかからなくなって、その施設でということになるかもしれませんが、御家族を抱えておられる場合は、御家族はそのままおうちにおられるわけですから、光熱費が減るわけではないわけです。ですから、家族として介護をされているという、そういう全体の姿を見たときに、ホ

テルコストを取るということは、結局二重の負担になってしまうんだということを見なくてはいけないのではないかと思います。

ですから、公平性と言いつつ、実は二重の負担になるんだということを実態としては見ておくべきではないかと思いますが、その点はどうかお考えなのかということがあります。

それから、軽減策については確かにいろいろ上限額が設けられるなどの、さすがに国もこのまま負担をさせるわけにはいかないという部分があるんでしょうけれども、そうはいつでも、やはり全体としては大きな負担増になるということ、やはりこのままそれはもう仕方がないんだと、連合としては国のおっしゃるとおりですということになっていいのだろうかということ大変疑問を持ちます。

この間、この見直し案が議論されているときに、いろいろな方たちが物を言っておられるわけですが、例えば、これまで厚生労働省の内部でよりよい介護保険を育てる会というのがあったそうですが、そのメンバーでもある国際高齢者医療研究所長の岡本祐三さんという方は、これは「月刊介護保険」の今年の7月号についておりますけれども、介護保険制度の創設の目標の一つは、家族介護のニーズを社会的責任の世界に開放すること、社会的介護サービスの利用を奨励することにあつたはずだと。ですから、介護保険がようやく定着してきた時期に利用を抑制するような政策的スローガンはいただけないというふうなことを述べておられます。

また、内閣府の経済社会総合研究所の研究員である清水谷諭さんという方と、野口晴子さんという方が「介護・保育サービス市場の経済分析」という本を出しておられますが、東洋経済新報社というところから出ておりますが、ここの中でも保険制度の導入後も介護の社会化がなぜ進まないのかという原因を分析した研究結果を載せておられるわけですが、何とされているかということ、その結論は、介護保険利用料の1割の自己負担というものが外部の介護サービスへの需要を減少させている、結果として家族に介護を強いているということで、この研究の、文章の提言という部分では、介護地獄と呼ばれている家族の過重な介護負担を解消するには自己負担の軽減が必要だというふうに提言されているわけですね。

そういう提言がありながら、ようやく国が見直しをしようと言ったのに、その中身はむしろ逆の自己負担増だったということになれば、結局、介護給付費を減らすというのが大目的としてあるんだとなれば、何のための介護保険なのかということにならざるを得ないと思うわけですが、そういう観点から検証をしてみる必要があると思いますし、まだ法案の段階ですから決まったわけではありませんから、ですから、そこを今度の新しい事業計画策定とのかかわりで、やはり住民の声と実態と、この連合としての認識というものを本当にきちっと確立していく必要があると思うわけなんです。それがどうも、国が言ったらそのとおりと、何もそのままですというふうにしてしまつては、何のための広域連合だろうかというふうに思ってしまうわけですが、その点についての認識をお答えいただきたいと思います。

それから、保険料についても、これは現段階でも応能負担になっていると、確かにそう言えば応能負担と言え言えるわけなんです、最低と最高の間が3倍しかないということは、実際の所得の格差ではあり得ないことだと思います。もっと本当は払える人も当然いるわけですが、そこはある程度抑えておきながら、取れない人からでも取っていくというふうな、今のこの幅ではですね。そうなつてしまつては、本当に保険料を滞納すればペナルティーにもつながる。ペ

ナルティーにつながったら給付も受けられないというふうにつながっていくわけですから、武蔵野市が国に求めているような、もっと段階をさらに細かく分けてほしいといった要求は出て当然だと思うわけですが、それが本当に必要ないと、3倍で結構だというふうにお考えなのか、もう少し踏み込んだお答えをいただきたいと思います。

それから、ホームヘルプサービスについて、これは今の介護保険制度の中ではできないということは確かにはっきりしているわけですが、実態から見て、つなぐ手だてということが自治体から見るか、介護保険の側から見るかと言えば、今のお答えは自治体からだということだったわけですが、現時点で、例えばケアマネジャーさんが自治体の高齢者福祉の窓口と連絡をとったりする場合に、そういうことも念頭に置かれた行動になっているのかどうかということについて、ちょっと改めて念のために伺っておきたいと思います。

詳しいことはやはり自治体から接近していかなくてはいけないのかなと思いますので、その点についてはいいわけですが、ケアマネジャーさんの具体的な行動についてちょっと伺いたいと思います。

それから、済みません、ちょっと戻りますが、保険料の、もう一つ言い損なったんですが、低所得の方たちへの対応ということで、今度第2段階を二つに分けるということでしたが、一方で、所得税の定率減税の廃止だとか、高齢者の控除がなくなるといったことによって、所得が今までは非課税だった方たちが課税世帯になっていくということも一方では起きるわけですね。そうすると、介護保険だけの世界だけではないわけですが、結果としてやっぱり負担がふえてしまうということになるのも想定されるわけですから、そうであればあるほど、今の大きな分け方ではなく、やはり多段階にもっと刻みを細かくしていくということがどうしても必要だと思いますので、その点も含めて、改めて御答弁をお願いいたします。

○古賀給付課長

2回目の御質問にお答えいたします。

給付費が個人負担をふやしていくのは何のための介護かということでございますけれども、必要な人に必要なサービスを提供するというのがまず介護保険制度の基本でございますので、今、措置と比べまして、介護保険制度になりまして非常に利用者がふえてきております。

安易にサービスを利用しているという方々がございますので、それについてはこちらの方でも給付適正化なりの事業等で必要なサービスを提供していきたいというふうに考えております。

それと、ひとり暮らし高齢者の件ですけれども、つなぐ手だてということでございましたが、ケアマネジャーの具体的な行動ということでございます。

これは、ケアマネジャーは大体ケアプランをつくりまして、月1回の訪問ということがございます。入院された場合でも、その方の容体等を把握するために月1回、もしくは重症の方についてはなかなか訪問できないということでございますので、通常的な訪問はされているということでございます。それと、ケアマネジャーのあと行動としましては、地域ケア会議等において、そうした入院した情報とか現在の状態とかについては市町村の担当部署と連携をしているというところでございます。

以上でございます。

○本間業務課長

所得を持っておられる方からきちんと取るべきではというふうなことで、連合としての考えはということでしたけれども、被保険者として第1号の保険料を負担されている方は65歳以上ですので、中には現役でばりばり働いておられる方もございますが、大半は老齢退職年金で生活をされております。当然に、現役世代に比べて所得格差は小さいものと考えます。

また、これまで元気な方が不慮の事故で亡くなられたり、病気などで医療保険にかかってそのまま亡くなれますと、介護保険のサービスは受給しないままになります。この場合は、あくまでみんなで支える介護保険ですので、掛金は掛け捨てというふうなことになります。

今の3倍の保険料格差を段階をふやしてさらに広げる場合は、保険料が高くなる層の御理解も必要です。また、当広域連合では第4段階、第5段階の割合は全国平均に比べて少し少ないというふうになっておりますので、所得が少ない層のところを分けても、なかなか第1段階、第3段階の保険料を引き下げるという効果は少ないものというふうに判断をしております。

○山田事務局長

御質問にお答えをいたします。

介護保険に対する考え方といったようなことでの御質問だったと思います。

介護保険、今現在は保険料と公費、半分半分ということでございますけれども、始まる時には全額保険料でいくのか税金でいくのか、いろいろ議論されていたと思いますが、現在の制度で5年をたっているわけでございます。

その中で、いろいろ考え方はあろうかと思うんですけれども、これから10年後、20年後、高齢者がふえてくるときを考えた場合には、給付費の伸びがありますので、そういったときを考慮して制度見直しが行われていくということが言えると思います。

その中で予防重視のシステムということが今回打ち出されておまして、私たちもいずれ年をとっていくわけですけれども、そのときには元気で年をとりたいということが一番望みではないかと思っておりますので、そういった予防重視にすることは非常にいいことではないかと思っております。

そういった中での今回の見直しでございますので、私どもとしましては、国の改正はおおむね理解できるということで考えております。

以上でございます。

○山下議員

国の見直しをおおむね理解できるということをおっしゃっておりますが、まだ決まっているわけでもないということをおっしゃっておりますが、やはり本当にそれが今の高齢者の方たち、あるいは今の介護保険を受けておられる方たちや対象となっている方たちに理解が受け入れていかれるような中身であるのかどうかということは、本当にやはりもっとつかむ必要があると思います。

ですから、先ほど議案質疑でもアンケートのことを申し上げましたけれども、もう少し問題意識を持って投げかけていかななくては、今の連合の皆さん方、執行部の皆さん方の範囲ではわかったとおっしゃるかもしれませんが、住民がわかったとなるかどうかというのは、また別問題ではないかと思っておりますので、そこは本当に私は今から新しい事業計画をつくっていくという動きの中にあるからこそ、

もっと耳を傾ける姿勢を持っていただきたいということを最初に申し上げたいと思います。

それで、先ほど古賀給付課長の方から、必要な方に必要な介護を提供するのは介護保険の役割だということをおっしゃっているわけですが、一方で、安易に受けているサービスは抑制するんだというふうに言われます。その言葉だけを受け取っていると、確かにそうかもと思うかもしれませんが、介護の重症化というのが一方で指摘をされておりますが、それをどう食いとめるかというときに、軽度のうちにたくさん働きかけをしながらきめ細かくやっていくということがとても大切だということが言われているにもかかわらず、例えばホームヘルパーさんの時間が1時間半なら1時間半の中で本当にそそくさとせわしくなってしまうと、十分にサービスを受ける方との人間的関係ですとか、本当にいい手助けをしたくてもできないというふうな声が現場からは上がったりするという、そういうことが一方であったりするわけですよ。

ですから、それを例えば元気な人だから使うなというふうに言ってしまっているサービスなのかどうかということをもっと細かく見ていかなくてはならないであろうに、そういう言い方でこの国の言い方を肯定されてしまうと、ちょっと違うのではないかというふうに思っているわけなんです。もうこれについてはちょっと答弁を求めても仕方がないのかと思いますが、私はそのように思っております。ですから、先ほどの給付課長の認識というのは、ちょっと実際現場の認識とは違うということをおし上げておきたいと思っております。

それから、本間業務課長の方からは、今の保険料の問題で、第3、第4段階は当広域連合の域内ではほかのところと比べて対象者が低いので、多段階にしても余り効果はないというふうなことをおっしゃったと思いますが、本当に10段階だとかにしていったらもっと確かに違ってくるのではないかと思うわけなんです。せめて試算をしてみるとか、武蔵野市がやられているわけですから、そこら辺を念頭に置きながらちょっと調べてみるぐらいのことはやってみられたらどうかと思います。

それでもし効果があるのならば、やはり負担を軽減するというところで検討をしつつ、あるいはそれを国に対して求めていくという立場を持っていただきたいと思っておりますが、そういう試算も何もする気はないということなのかどうか。私はしていただきたいと思っておりますが、そこら辺の研究を求めることについての答弁をお願いいたします。

最後の事務局長の答弁ですが、結局、予防を重視したというふうに、今度言われているところをとらえて大変いいことだとおっしゃるわけで、もちろん言葉としては予防重視はいいことなんです。結局、軽度の方たちをサービスから結果として排除することになるのではないかという、その部分についてよく注意深く見ていかなくては、手放しで喜ぶことはできないと。

ですから、自治体のやる施策とどう連携していくのかということも含めて、本当にこの介護保険制度が始まって、この4年、5年たった中で求められている姿に近づくのか遠ざかるのかということを見させていただきたいということ、これはもう答弁は要りませんが、本当にそのことを求めておきたいと思っております。

ですので、前半部分での答弁をお願いいたします。

○本間業務課長

多段階を検討するかどうかというふうなことですけれども、第2期目の介護保険の保険料の低所得者減免の検討をする際に、先ほど申しました第4段階、第5

段階のところをさらに分けて6段階にするという方向も検討をいたしました、先ほど申したように、第1段階、第2段階を引き下げる効果が非常に少ないというふうなことで、今回の独自減免というふうな制度を取り入れたことでもあります。

今後、6段階も今後の厚生労働省のあれでは6段階、7段階にもできるようなこともうたわれておりますので、次期の介護保険事業計画の際にはそこら辺も検討の材料になるかとは思っています。

以上です。

(「ちょっと答弁漏れですが、武蔵野市の10段階ということを行っていますので、そこを念頭に置いての検討はできないのかということについてのお答えを。7段階とか6段階ではなく武蔵野市が10段階ということを紹介しておりますので」と呼ぶ者あり)

○山田事務局長

武蔵野市が10段階で研究、検討されたということでございます。

先ほど答弁がありましたように、減免制度を取り入れる段階で、6段階した方がいいのか、5段階減免がいいのか検討した段階でこういうふうにしております。

また、国からそういった国の制度の6段階、7段階の材料もありますので、そういった状況を見ていきたいと思っておりますので、今の段階で10段階の調査研究をする考えはございません。

○豆田議長

しばらく休憩します。

午後0時11分 休 憩

平成17年2月16日

午後1時13分

再開

出 席 議 員

2. 西 山 英 徳	3. 江 島 佐知子	4. 合 瀬 健 一
5. 松 尾 義 幸	6. 下 村 仁 司	7. 納 富 隆 司
8. 佐 藤 正 治	9. 大 石 依 子	10. 月 山 英
11. 石 丸 信 行	12. 佐 藤 知 美	13. 武 藤 恭 博
14. 竹 下 洋	15. 山 口 貞 雄	16. 御 厨 俊 幸
17. 宮 崎 圭 介	18. 野 田 満 彦	19. 川原田 裕 明
20. 千 綿 正 明	21. 福 島 龍 一	22. 井 上 雅 子
23. 山 下 明 子	24. 福 井 章 司	25. 黒 田 利 人
26. 豆 田 繁 治		

欠 席 議 員

1. 武 富 健 一		
------------	--	--

広域連合長	木 下 敏 之	副広域連合長	横 尾 俊 彦
副広域連合長	川 崎 敬 治	副広域連合長	石 丸 義 弘
副広域連合長	川 副 綾 男	副広域連合長	原 口 義 春
副広域連合長	山 口 雅 久	副広域連合長	高 島 勝 美
副広域連合長	牧 口 新 太	助役	高 取 義 治
監査委員	中 村 耕 三	事務局長	山 田 敏 行
消防局長	久 本 浩 二	消防副局長	野 口 高 秀
総務課長	碓 雅 行	介護認定課長	小 川 拓 朗
業務課長	本 間 秀 治	給付課長	古 賀 通 雄
予防課長	辻 茂 昭		

○豆田議長

休憩前に引き続き会議を開きます。
広域連合一般に対する質問を続行いたします。

○千綿議員

通告に従いまして、以下の2点について質問をさせていただきます。

まず、第1点目なのですが、消防無線のデジタル化導入計画について質問をさせていただきます。

昨年は佐賀でも6月に竜巻災害が発生をしました。そして、台風23号を初め、幾つかの台風が上陸をいたしました。日本では新潟中越地震の大変な被害、そして、世界を見ればスマトラ沖の津波と、大きな災害が起こった年でありました。「備えあれば憂いなし」と言いますが、防災を考えた場合には消防署の占める役割というものは大変大きなものがあると思われま。現在、消防署の無線はアナログで整備をされておりますが、総務省の方針は、今後随時デジタル化での整備の方針を出されております。消防署のデジタル無線の今後の計画をお示しいただきたいと思ひます。

また、中部広域連合内の各自治体には防災無線の整備がされていると思ひます。佐賀市でも平成12年度に防災無線のアナログでの整備を計画されましたが、議会で今後デジタル化の方向が顕著になっていくという指摘でそれを断念されて、今後はデジタル化で整備をされる方針となっております。

ここで問題となってきますのは、防災無線と消防無線の連携であります。地方自治体には、移動系防災無線の周波数は262から266メガヘルツと271から275メガヘルツを割り当てられる予定であります。消防等緊急無線には、6.25キロヘルツのステップのSCPC方式が採用されることになっております。一

方、移動系防災行政無線については、25キロヘルツ帯ということのT D M A方式が採用されるということであります。消防でもS C P Cは音声系の通信用として使用され、データ通信についてはT D M Aを使用する方針で検討が進められているとお聞きしております。

素人の私が考えるについては、行政で整備をする防災無線と消防無線の間では、なかなか互換性がとりにくいと言われております。そうなった場合、行政が把握する情報が消防へ、そして、消防が収集している情報が行政へという連携がとりにくいのではないかと問題が起きるわけであります。ましてや中部広域連合内には18の自治体があるわけですので、おのおのが個別の防災無線を整備した場合は情報が錯綜するのではないかと考えられます。こういうことを考えた場合、中部広域連合内の消防局と各自治体の連携を十分考えて、今から計画を立てていくべきと考えられますが、その調整内容を含めて御答弁いただければと思います。

続いて、2点目ですが、消防署と各出張所とか出先機関との連絡体系について御質問をさせていただきます。

現在、通信の世界は激変をしております、通話料金の競争が続いております。現在ではだんだんと普及してきているA D S L回線、そして、光ファイバー回線を使えば、インターネットを経由して無料で話せる電話、つまりI P電話が急速な普及をしております。このI P電話は、同じプロバイダー同士の電話は無料になるということで、市民の間でも急速に発展しているところであります。佐賀市役所でも、このI P電話は既に導入をされております。消防署の支所間、出張所間にこのI P電話を導入すれば通話料が劇的に下がるのではないかと考えられますので、このことについて消防局の見解を求めて、第1回の質問とさせていただきます。

○野口消防副局長

千綿議員の消防無線のデジタル化導入計画と広域圏内自治体の防災行政無線との連携についての質問にお答えいたします。

消防救急無線のデジタル化につきましては、平成15年10月16日付、総務省訓令第82号の電波法関係審査基準の一部改正によりまして、現在のアナログ無線の使用期限は平成28年5月31日までとされておりますが、管轄区域を越えて他の市町村、他の都道府県での消防救急業務活動の相互支援、また、緊急消防援助隊による広域的な活動時に使用いたします消防共通波につきましては、消防庁で平成23年5月31日までと定められております。

デジタル化への移行につきましては、機器の更新や中継塔等の建設等に多額の費用を要することから、消防庁では平成16年8月から効果的、効率的整備が必要として、広域化・共同化の推進検討懇談会を設置して、その対応策が検討されているところでございます。

県内におきましても、平成16年12月から県内7消防本部におきまして消防救急通信検討委員会を設置いたしまして、運用体制、それから移行時期、システムの構築等につきまして検討を重ねているところでございます。

御質問の広域圏内自治体との連携につきましてでございますけれども、検討すべきものと考えておりますけれども、消防救急無線のデジタル化は音声通信を主体といたしますS C P C方式でございます。各自治体で整備されます予定の防災行政無線は画像やデータ伝送を主体とするT D M A方式で、相互の通信、データ伝送等は不可能でございます。しかし、災害時の情報共有化は被害

の軽減を図るためにも大変重要な事項でございますので、効率的な整備についてどのような方法があるのか、今後、調査研究を進めていきたいと考えております。

第2点目の消防局間の連絡にIP電話を導入したらどうかという質問でございますけれども、IP電話はインターネットの通信網を経由して音声信号を送る電話サービスでございますので、電話をかけた相手が同じ提供会社のIP電話サービスを利用している場合には通話料は無料となります。また、提供会社が異なった場合でも、一般の電話に比べますと、市内通話料は変わりませんけれども、長距離電話の通話料が安くなるなどのメリットがございます。

このIP電話に加入するためには、定額使用料、それから、専用の機器料等が必要となります。さらに、インターネットの通信網に接続することになりますので、外部からの不正アクセスを防ぐ経費等も必要になってまいります。

そこで、消防局といたしましては、現在、一般電話とIP電話を導入した場合との経費的な面での比較を行いまして、検討しましたところ、現状の消防署所の1回線当たりの使用料が、県外、携帯電話等も含めまして、月平均約4,000円でございます。IP電話の定額使用料が月約5,000円ですので、IP電話を導入いたしましても、現段階では電話料の軽減とはならないようでございます。しかしながら、この新しい通信形態は、これからの加入者の状況や技術革新によって料金体系の改正も期待できますので、常に情報の収集及び現況との比較検証を続けながら、効率的な通信手段の確保に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○千綿議員

2回目の質問をさせていただきたいと思っております。

1回目の質問に若干答弁漏れがありましたので、2回目で一応質問をさせていただきたいと思っております。

先ほど言われました消防無線のデジタル化を懇談会を立ち上げて今後検討をしていくということでございますが、現在、広域圏18市町村内の行政の中には、防災無線を整備されているところがほとんどだと思います。それも今のところは多分アナログだと思います。このアナログを行政の防災無線は多分デジタル化をしていくだろうというのが予測されるわけですね。ですから、その予測される中で、昨年、私は佐賀市議会の12月議会で佐賀市の方の防災無線のデジタル化はどうするんだということを一応質問したところ、消防と十分打ち合わせをしながらやっていくという答弁でした。

1回目でも聞きましたけれども、各行政のデジタルの防災無線との連携といえますか、直接の変換はもちろんできないのはわかっていますが、それを効率的にやるためにどのような方法があるのかということをお各自治体の防災担当の方とよくやっぱり協議をしながらやっていただきたいと思いますということをこの質問では言っているわけでございます。例えば、今ITの推進を言われていますけれども、ITにはかなりお金がかかってくるというのが現状であります。中部広域圏内の各自治体がばらばらに防災無線を整備した場合のときと、例えば、同じような一つのシステムの防災無線を完備したときとは、やはり違って来るわけですね。その整合性を各自治体の防災担当者としてとってくださいますということをお話してまいりまして、その進捗状況がどうなのかということについて再度お答えをいただければと思います。

I P電話の件ですが、確かに4,000円ぐらいだとですね、現在では通話料が4,000円ということになりますと、なかなか難しい部分もありますけれども、今後N T T回線を通さないI P電話というのも出現してきます。通話料が4,000円でも、N T Tの基本料金というのは当然かかってくるわけですから、それに上乗せになってくるということになります。そういう基本料金も含めた上で考えていくと、今後どうなるかというのが随時わかってくるのかな。今、I P電話から携帯にかける料金と固定電話から携帯にかける料金というのはかなり差がありますから、そこら辺も含めて総合的な検討をしていただいて、通話料、通信料というのを考えていただければなと。

これは要望にしておきますが、2回目の質問にさせていただきたいと思いません。

○野口消防副局長

2回目の答弁をいたします。

市町村の防災行政無線も当然アナログからデジタル化をいたします。ただ、現在のところ、市町村の防災行政無線につきましては、変更期限というものがまだ明確に示されておりません。消防につきましては、先ほど1回目の答弁で申し上げましたとおり、23年と28年にデジタル化をしなければならないというように決まっておりますので、この辺が市町村の防災行政無線の計画と若干ギャップがあるわけがございます。

効率的な方法ということで何が あるかと申しますと、デジタル無線につきましては、当然アナログに比べまして電波の距離が相当短くなりますので、それに伴いまして、当然中継塔等の建設というものも考えられるわけでございます。そういう経費的なコストの面で考えますと、消防と行政が連携して整備していく方がコスト的にはいいということになるわけでございます。

今、進捗状況がどういうことかということでございますけれども、これにつきましては、まだ具体的には協議をいたしておりませんので、今後協議を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○千綿議員

2回目の答弁ありがとうございました。一言で言えば、何も協議をしていないということだと私は理解しますが、先ほども言いましたように、I Tにかかる経費というのは、どこの自治体でもかなり負担がふえてくるものだと思います。ですから、これは中部広域連合の消防の方に言ってもおかしいのかもしれませんが、広域圏内の行政体の中では、同じ防災無線をデジタル化するときには、やはり共有、要するに一つの方式を複数の自治体で使うというふうなことも十分検討をしていただくような提案も、消防局の方から各自治体の方にも防災担当の方とかの打ち合わせの中でやはり伝えていってほしいというのが要望としてあるわけですね。

だから、そういうことも踏まえて、答弁は要りませんけれども、今後そういう防災担当会議などがありましたら、そういうことも含めて、行政単位で見るとはなくて、やっぱり中部広域の中、連携をするということを含めて考えたときに、そういった一体的な防災無線の整備なども含めて検討をしていただければなという気持ちで、最後は要望として終わらせていただきます。

○佐藤知美議員

通告に従って質問させていただきます。

特に、介護保険の5年目の見直しということが今、国会の中でも提案をされて、論議されているところだというふうに思いますけれども、この5年目の制度見直しということで、執行部からも今議会に資料として皆さんにも介護保険制度改革の全体像というのが配付されています。この改革の全体像を見てみますと、見直しの基本的視点というのがあります。この基本的視点として、制度の持続可能性ということがまず上げてありますが、このまま介護保険の給付費がふえ続ければ、制度が維持できないという議論です。制度化後、わずか5年で制度の存続可能性が議論されること自体が異常であります。さらに、政府・与党は2000年に3.2兆円だった介護保険の給付費が04年度には5.5兆円まで増大していることを取り上げて、さらに給付費がふえていけば制度が維持できない、そういう不安をあおっています。そして、社会保険に対する国の財政支出をいかに削減するかという視点から、介護保険の給付の効率的、重点化によって大幅なサービス切り捨てをねらっています。社会保険の総合化という視点についても、医療、介護、年金など、現在のさまざまな社会保障制度の給付には重複があり、それを切り捨てることによって国庫負担を抑制しようという議論であります。

最後の基本的視点は、明るく活力ある超高齢社会の構築という、まさに抽象的なものになっているわけです。

この改革の具体的な方向性を示すものは、さきに言った二つだけあります。このことは、今回の改革の全体像がいかに介護保険の給付を削り、国民に負担を転嫁するかという視点で貫かれていることを示していると思います。

さらに、本議会の木下連合長の提案理由説明の中で、過剰なサービス提供というふうに言われました。しかしながら、今の介護保険は利用し過ぎどころか、重い利用料負担や、あるいは不十分な基盤整備のために、低所得者を中心に多くの高齢者が必要なサービスを利用できないでいるのが実態であります。しかも、月額1万5,000円という超低額の年金からさえ保険料を天引きし、高齢者がサービスを利用し過ぎると言うのでは、まさに保険制度の根本が問われる大事な問題であります。

具体的改革の内容を見てみますと、まず第1に、在宅介護サービスの利用を制限し、多くの高齢者から生活の支援となっているホームヘルパーなどの介護サービスを取り上げようとしていること。第2に、介護サービス利用料を大幅値上げをしようとしていること。第3に、2009年度見直しと明記をされています現行40歳以上の保険料負担年齢を引き下げ、それに伴って、介護保険と障害者の支援費制度を統合することも検討されていること。第4に、介護保険導入以来、特別対策として行ってきた施設と在宅サービスの低所得者対策をことし4月に廃止する方針です。

私は特に、この第4番目の特別対策について質問をしたいと思います。

まず第1に、要旨に掲げております保険導入前からの施設入所者に対する利用料軽減、自立、要支援の入所者の継続入所の実態についてお尋ねをします。

2点目に、特別対策対象者が要支援と判定をされた場合、入所を即刻打ち切り、退所させるのか。

3点目に、特別対策の打ち切りへの新たな中部広域連合としての対応策が考えられているかどうか。

4点目ですけれども、4点目については待機者の問題です。この4年半でい

よいよ深刻になっているのが、この待機者の問題です。在宅介護の高過ぎる利用料、施設入所の希望者をふやす一方、介護サービスを拡充すると保険料が高騰するという保険料と基盤整備のジレンマや国の補助金カット、こういった中で、特養ホームの整備は遅々として進んでいません。そういった状況の中で、入所待機者は増加の一途をたどっています。

昨年11月4日の参議院厚生労働委員会で、私ども日本共産党の小池晃政策委員長が、特養ホームの待機者が32万人を超えているという党の国会議員団の独自調査を国会で示しました。このときの尾辻秀久厚生労働大臣が、こういった数字ならこのまま放置できない、数のところから調べていきたいという調査を約束いたしました。昨年末、厚労省が介護保険制度が始まって以来初めて、調査を行った。その結果を見てみますと、未調査の——県全体が未調査であるわけですが、広島、鹿児島を除き、複数施設の重複申し込み、これを複数で数えている9県を含めて、全国の特別養護老人ホーム待機者は33万8,211人という実態が明らかになりました。佐賀県は重複を含めて3,530人という報告がなされていますけれども、現在の中部広域連合内でのこの特別養護老人ホームの待機者の実態はどうなっているかお尋ねをします。

最後に、こういう現状から中部広域連合として、今後の特養の施設整備、どのように拡充をされていくのかお尋ねをします。

○古賀給付課長

佐藤議員の御質問にお答えします。

介護保険5年目の制度見直しに当たった特別対策の打ち切りに対する対応はということについてお答えいたします。

介護保険法施行前に、市町村の措置により特別養護老人ホームに入所されていた旧措置入所者につきましては、平成17年3月31日までの5年間については、介護費用の自己負担分と食費の合計額が法施行前の費用徴収額を上回らないように設定され、また、非該当、要支援の利用者も介護度がある人と同様、入所を認めるという経過措置がとられております。

まず、保険導入前からの施設入所者に対する利用料減免、自立、要支援の入所者の継続入所の特別対策の実態状況はということですが、旧措置での入所者の状況につきましては、利用料減免の方が現在437名、うち自立、要支援の方は2名おられます。

次に、継続入所者についてすべて入所を打ち切るのか、それとも審査をやり直すのかということにつきましては、介護保険法では施設入所の要件として介護度があることとなっております。現在2名の方が要支援と認定されておりますので、この2名の方は入所できなくなり、転所先を探していただくことになります。

最後に、特別対策の打ち切りへの新たな対応策は考えてあるかということですが、要支援2名の方の対応につきましては、市町村の措置による入所となっているため、市町村において転所先を探されております。転所先としましては、養護老人ホーム、軽費老人ホーム等が考えられております。

以上でございます。

○碓総務課長

特別養護老人ホームの待機者の現数はという御質問でございます。

域内の特別養護老人ホーム、介護老人福祉施設のことでございますが、待機

者の数は平成16年5月の調査では1,164人、平成16年12月の調査で1,238人となっており、この半年ほどで74名増加しております。依然として増加傾向が続いておるわけでございます。

なお、この待機者数には、既に老人保健施設やグループホーム、有料老人ホーム等に入所されており、入所の順番が来ても入所を見送られているという方も含まれておりますので、真の待機者の数はこれより少なくなると思われま

す。

次に、第3次介護保険事業計画における施設整備の計画はどうなっているかということでございます。

平成18年度から平成20年度までの3カ年における第3期介護保険事業計画につきましては、この3月から策定に取りかかることとしております。域内の施設整備につきましては、この事業計画と県の介護保険事業支援計画の策定の過程で整備数を検討していくこととなります。

なお、現在国の方で介護保険制度の見直しが行われ、先日、法律改正案が国会に提出されておりますが、この制度見直しの中では、今まで国庫補助により行っておりました特別養護老人ホーム等の施設整備が、今後は、仮称でございますが、地域介護・福祉空間整備等交付金として整備をされることとなります。この交付金は、地域密着型のサービス拠点、介護予防拠点、地域包括支援センターなど生活圏域を単位とするものは市町村へ、また、特別養護老人ホーム、老人保健施設、ケアハウス、養護老人ホーム等、広域型施設については都道府県にそれぞれ交付されるものです。

このように、これからの施設整備は従来とはあり方や流れなど大きく変わってくるものと思われ、今回の制度改正の内容を精査し、県の介護保険事業支援計画や構成市町村の高齢者保健福祉計画との整合性を図りながら、整備数を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○佐藤知美議員

2回目の質問をさせていただきます。

特別対策の利用料軽減の方が437名、そのうちに自立、要支援ということで特別養護老人ホームに入所をされている方が2名という答弁がありました。2名というのは、私が想像した以上に少ないわけですが、そういった人たちが要支援ということで退所を余儀なくされる。介護保険から外れるわけですから、市町村にゆだねて、そこで次の居場所を探してもらい、あるいは在宅介護に変わっていくということになるわけですが、今現在要支援であったにしても、次の審査の段階で、本人が希望しなくても悪くなった場合ですね、介護度1、介護度2、こういった状況になったときに、またこの方は当然入所を希望されるわけですよ。ところが、今、淀総務課長が答弁したように、待機者は今でも1,238人でしょう。そうすると、次に特別養護老人ホームにいつ入れるかわからないような状況になるわけですよ。そういったときに、あなたは要支援だから、はい、退所していただきますよと。それは家族は渋々納得ですよ。仕方がない、そういう気持ちであると思います。そういったときに、本当に今入っている方が退所を余儀なくされる。市町村でもそれは一生懸命探さずして、そういう人たちのために。しかしながら、本当にその人たちの気持ちの部分、心のケアというのが私は非常に大事だと思うんですけどね、機械的にあなたは要支援だから退所ですよということでは、私は済まないと思うんです

よね。人間として血が通る者として、やはりそこに心の不安を取り除く部分が必要だというふうに思いますけれども、そういった対応をどのようにされるか、1点お尋ねします。

それから、これは参考までにお聞きしますけれども、中部広域連合内における介護度1から5までの方々がたくさんいらっしゃいますが、この中部広域連合内における認定の平均度数、これについて認定課長にお尋ねをします。

それから、この待機者1,238名の中で、ひとり暮らしの方もいらっしゃると思います。あるいは65歳以上の高齢者の2人暮らしという家庭ももちろんあるわけですが、人数的に尋ねたら、調べるのに1週間から2週間かかるということですので、人数は聞きませんけれども、そういったひとり暮らし、あるいは高齢者の2人暮らしという家庭の待機者、今、入所については優先順位で行っていると、スムーズにいつているということをお聞きしておりますけれども、このひとり暮らしの方でも優先順位がついていても、なかなか入れる状況がないわけですよね、この待機者を見ていくと。確実に今ふえてきている。さっき登壇して言いましたように、やっと全国的にも調査が行われた段階ですよ。厚生労働省自体も、この待機者という問題に重きを置いていなかった。しかしながら、現数が明らかになってくるに従って、やはり施設、これがいかに不十分であるかということをお聞きして、厚生労働省も、また大臣も認識を新たにしたいと思います。この施設数が足りないがために、グループホームが今激増しているでしょう。神埼町内で最初1カ所だったのが今もう3カ所ぐらい、あるいは4カ所になっていますよ。これは如実に特別養護老人ホーム等の入所が、施設数が絶対的に不足しているということを示していると思いますが、そのことも加味して、第3次策定で、計画としてはまだ未確定でしょうけれども、絶対必要な数というものはやはりあると思いますので、それを施設数のベッド数としてどのように考えられているかお尋ねします。

○古賀給付課長

佐藤議員の2回目の御質問にお答えいたします。

転所されて介護度が重くなった場合、また、変わらなかった場合等ありますけれども、そのケアについては、それぞれの施設でケアされるものと思っております。

この特別措置、これが平成17年3月末までですので、介護認定申請の変更申請をされますと、介護度が1以上と認定されれば、そのまま入所ということになりますけれども、転所された後、4月以降に介護度が1以上になっても、これは優先順位というものはなく、通常の申請ということになります。

以上でございます。

○小川介護認定課長

当中部広域連合内の平均認定介護度ということでございますが、現在、介護認定者というのは、中部広域連合内では1万2,272名の介護認定者がおります。これは平均を申し上げますと、1.9となっております。

以上で終わります。

○碓総務課長

施設整備に関連しまして、現在の待機者の数を先ほど申し上げたところでございますが、まず、ひとり暮らし等の方が困られるというふうなお話がござい

ました。現在、施設の入所に当たりましては、入所判定基準を使って審査をしております。点数が高い方から優先的に入所をしていただくということで今運用がされております。当然ひとり暮らしの方という項目につきましては、この審査基準の中に入っております。点数がひとり暮らしの方、また、介護する方がいない方という項目は審査項目に入っておりますので、そういう方が優先して入られるというふうな仕組みになっております。

それから、待機者がこれだけいるからグループホーム等がずっとふえているというふうなお話がありました。これらの施設が、現在第2期の事業計画期間中で、特別養護老人ホームにつきましては100床の整備をするということで、今年度50床、来年度50床ということで整備の計画がございます。第3期計画期間内につきましては、これからの策定の過程でどれだけの人数がいるのか、どれだけの必要があるのかということ審査しながら、今後策定委員会の中で検討していき、今後の整備の計画を明らかにしていくということになると思います。

以上でございます。

○佐藤知美議員

私は介護をされている方を結構数多く知っているわけですがけれども、つい先日も、介護されている人が寝返りを打たせたり、あるいはおむつをかえたりして、ドアを閉めた後に「早う死んでくれるぎよかもんと思うたよ」というふうに言われました。これは「冗談ね」と言われましたけれどもね、冗談とも本心ともとれるようなその方の言葉だったし、表情だったんですよね。やっぱりこういう気持ちで介護をするというのは、本当に寂しい状況、これが今全国的にあるわけですよね、そういう実態が。これが事件にならないからいいことであって、そういうのが多々事件になりつつあると。

やっぱりこういう介護をされている方々のことを思うと、決して施設の状況が十分じゃないということは、皆さんが一番御存じだと思うんですよ。あなた方は、この18カ市町村の介護を希望されておられる方々、また、その家族の方々も含めてのその大きな支えなんですよ。そこにあなたたちは視点を置いて物事を判断すべき立場だと私は思います。先ほどの山下明子議員への答弁を聞いておりましたが、国から来るやつを真っすぐそのまま制度化していくんだしたら、本当に今ここに住んでいる介護を必要とする方々、寂しい限りですよ。もっともっと視点を、この18カ市町村の中で介護を十分に受けたい、また、利用したいという思いの人々、家族、そこを含めて第3次の策定もしていただきたいし、施設整備についても十分に国に働きかけて、期待にこたえ得るような、そういう整備をしてほしいというのが私の一番の思いです。

そういう視点、観点に立って見た場合に、1,200名の待機者というのは決して、優先順位等々ありますけれども、そのすべての方々が施設入所希望をされておられるんですよね。それに見合っただけ今の施設の整備状況でいいのかどうかということを経査するのが第3次計画だと思うんです。そういう視点、観点から、もう一度淀課長に施設整備の件で、中部広域連合としてどういう計画をね、当然策定委員会がありますから、そこで論議をされるでしょうけれども、執行部としての最低限のベッド数は幾ら必要なのか、再度お尋ねします。

○淀総務課長

域内の今後整備する特別養護老人ホームのベッド数を幾らで考えているかということでございますが、実態調査を昨年行いまして、そういったところのニーズも調査をしております。この調査しました結果につきましては、今集計をしておるところでございますので、そのデータをいただいて、この策定委員会の中でそのデータをもとに今後検討していきまして、域内の今後の施設整備をする計画、そういったものを練り上げていくこととしておりますので、現在のところ幾らという数字は出せないということでございます。

以上でございます。

○井上議員

通告していました消防行政の二つの項目について、順次お尋ねをいたします。

初めに、配ってあります一般質問のプリントについて、つけ加えさせていただきたいと思えます。冒頭、消防行政ということで通告していましたけれども、見てみましたら、プリントに「消防行政」という初めの文言が抜けておりましたので、つけ加えてください。

どちらも災害時における対応、体制の充実という視点からの質問をいたします。

まず、1点目でございますが、災害弱者の対策ということでお尋ねします。

昨年は、先ほどから広域連合長も、それから千綿議員も言われましたけれども、日本列島を次々と大きな自然災害が見舞い、災害の年という言葉で締めくくられました。佐賀中部広域連合の管内においても、竜巻や台風23号などの大きな被害を受けたところです。また、年の瀬も迫った12月26日のスマトラ沖巨大地震と津波によるあの想像を絶する被害のすさまじさは、まだ私たちの記憶に生々しいところです。

10年前の阪神大震災の直後は、防災対策や自然災害への備えということが真剣に論じられましたけれども、のど元過ぎればの例えどおり、まさか自分のところにはという油断が頭をもたげてきますし、財政も大変厳しい中で、ついなおざりになりがちなんですが、昨年の災害はまさにその油断に鉄槌を下すように襲いかかってまいりました。今また災害への備えということが全国でも真剣に論じられて、災害地に学んで具体策についても検討が進められています。

ここに取り上げました災害弱者対策についても、これは佐賀県においてもその取り組みの検討が始められたと、つい1週間ほど前、テレビで報道をされておりました。ここでは、自然災害や火災などの災害発生時に、災害弱者と言われる方の早期救出や避難の体制を確立するための災害弱者情報を消防緊急情報システムに登録、整備することに絞ってお尋ねをいたします。

宮崎市、ここは昭和48年から1市6町で広域消防行政が行われているところです。管内の対象人口は42万人というから、この私たちの広域よりも随分大きいと思えます。世帯数17万戸ということでした。その宮崎市では、既に平成12年度、2000年度からこのシステムを整備して、災害時には出動消防隊へ支援情報として活用されているということでしたので、1月に視察研修に行っておりました。

災害弱者といっても、広義では5歳以下の乳幼児から高齢者、それに身体障害から知的な障害とか精神障害とかという各種障害を持つ人、それに妊婦、言葉の不自由な外国人など、いろいろな人が該当するということですのでけれども、余りに広過ぎますので、宮崎では災害発生時に自力での避難が困難な人という

ことを災害弱者と位置づけて、そしてまた、これは大きくプライバシーに関することですので、その観点から自己申請方式をとって消防緊急情報システムに登録をされています。

消防隊や救助隊が出動時に持っていく、その地図付きの指令書には、災害地付近の災害弱者情報がその地図の上に、カラミティーウィークマンの頭文字をとったCマークが表示されて、迅速、適切な救助体制が確立できているということでした。また、その登録者情報のメンテナンスとしては、定期的に関係機関と連携をとりながら、署員の方が行っていらっしゃるということでした。消防隊は大変人員が厳しく、事務量も多い中で、しかし、常に正確な情報を伝えるためには、死亡とか転居等の最新情報を把握しておくということが必要になってきます。そのことで事務量がふえることの対策として、署員だけでは十分に対応できないからというので、現在のところ一部を女性の消防団員の方に委託をして、そこで実施して、女性の方はあわせて災害弱者の防火診断なども行っているというようなことでございました。

取扱窓口は宮崎市の消防局指令課となっていましたけれども、その受け付けは広範囲、消防署、それから消防出張所、分署、また介護長寿課、障害福祉課、それから宮崎市の保健所とか、市や町の各支所、社会福祉協議会、各町の役場というふうに、あらゆるところに網羅して窓口業務を取り扱っておられます。

中部広域連合においても、消防行政でも、日ごろから災害対応力の向上ということに取り組んでおられることは承知していますが、この宮崎市のような災害弱者情報管理事業への取り組みについても、これからきちんとしておくべきじゃないかと思いますが、そのお考えをお聞かせください。

次に、2点目は、これから新しくつくられる消防分署とか消防署、それから、改築を予定されているようなところには、災害時にその地域の活動拠点としての機能を備えた、そういうスペースを用意しておいて、臨機応変に災害時に対応できるような災害に強い施設という観点から考えていくべきではないかということで質問をいたします。

既にこのことについては、昨年ひどい被害を受けた福岡市でも、豪雨や台風による災害への反省ということから、各消防署、分署、出張所などを災害時における活動拠点として機能を強化していくという取り組み、検討が始められたと聞きました。佐賀におきまして、竜巻被害では公民館に対策本部が置かれるまでかなり時間がかかったことなどを反省すれば、災害現場の状況を即座に把握できる消防隊、それから、消防署のシステムを生かした危機管理体制の強化ということが考えられるべきだと思います。救助活動、物資の補給など、災害現場の指揮体制を早急に確立するためにも、活動拠点地としての消防署、分署、それから市役所、各町村などの役場、災害対策本部との連携プレーを密にした防災への対策ということを考えていかなければならないことだと思いますが、きょう午前中、連合長も新年度に向けての所信表明の中で、防災については昨年の竜巻被害や台風23号による被害、新潟中越地震災害などを教訓に、あらゆる自然災害への対応を強化する。災害活動体制の充実、救助用の機材の整備を図るなどということ述べられましたけれども、そのためにもぜひ考えを深めていただきたいと思います。

まず、この広域連合が発足した平成12年度に取り決められた分署、出張所の建物の面積ですけれども、現在のところ分署は500平方メートル、出張所は300平方メートルということが取り決められているようですけれども、そのことについても、防災への備えとして、活動拠点地としての機能強化、整備の面か

ら、いま一度検討をされるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。方針、お考えについてお尋ねいたします。

また、早速次年度、17年度に建設が予定されています仮称の東諸分署につきましての質問ですけれども、北川副の地域住民の方への説明会では、地域の方の利用受け入れということも考えているという説明があったそうです。そういうことであれば、地域の方の啓発事業などにも利用できる多目的なホール、またはルームを設置しておいて、いざという災害時には活動拠点としての体制がすぐさまとれる、そういう備えをしておくべきではないかと思います。ぜひお考えをお聞かせいただきたいと思います。

以上で1回目の質問を終わります。

○野口消防副局長

御質問の災害弱者対策でございますけれども、災害弱者と呼ばれる方は、高齢者や身体障害者、乳幼児など、災害発生時に自力で避難することが困難な人が考えられます。

現在、佐賀広域消防局では、ひとり暮らしの高齢者につきましては災害弱者緊急通報システムで、また、言語障害者、聴覚障害者につきましては広域消防局の地図検索装置に入力をいたしております。この方たちが災害に遭った場合や近所で災害が発生した場合は、指令システムの中で災害弱者の表示ができるものにつきましては、出動中の救助隊や救急隊に情報を提供しまして、迅速な救助活動を行うようにいたしております。しかし、当消防局が把握いたしております災害弱者の情報は、全体から見れば、その一部と考えております。

いずれにいたしましても、災害弱者の救助対策につきましては大変重要なことと認識いたしておりますので、その対策を講じる必要があると考えております。

次に、2番目の今後新築される消防署、分署、出張所には、災害時に臨機応変に対応できる多目的スペースの設置というような御質問でございますけれども、災害時におきます消防施設におきましては、災害対策の拠点として活動することになります。職員は災害対応に傾注し、活動車両の出入りも多くなります。このようなときに一般住民の方が出入りをされますと、大変危険でありまして、災害活動に支障を来すことにもなりかねません。このようなことから、消防署所に災害時に臨機応変に対応できる多目的スペースを設置することは考えておりません。

それから、庁舎の新築につきましては基本面積を定めておりますので、その面積の中で、より効率的な庁舎建設を行うことといたしております。多目的スペースを取り入れることとなりますと、当然事務室、車庫など必要な空間を削減しなければならないことにもなりかねません。事務処理、訓練、それから車両の維持管理などが十二分にできる庁舎を考えており、多目的スペースの確保までも考えていくことは難しいと思っております。

それから、更新について、女性の消防団がデータを入力しているというようなお話がありましたけれども、うちの方では局員の方が取り組んでおります。

それから、北川副公民館での説明でございますけれども、議員のお話につきましては確認をいたしておりません。

以上でございます。

○井上議員

2回目の質問をいたします。

災害弱者の対策については、県においても今始められたばかりですし、それから、連合長のあいさつの中でも、これから取り組み強化ということは触れられたはずですので、その視点で今後そのことにきちんと前向きに取り組んでいただきたいということからの質問でございましたけれども、まず1点目、災害弱者について現在把握している状況は大変少ないとおっしゃいました。けれども、今後はすべきだということの考えはお持ちのようでしたけれども、今、全国的に災害弱者の早期の救助とか避難体制とかということについては取り組みを始められているところですし、当然中部広域連合としても取り組んでいかなければならない課題であると思います。そのために、宮崎でされていたのは、Cマークというのが大きな消防本部の地図の中にきちんと打たれていて、災害が発生したらそのところをぱっと見ると、どことどこにCマークの人がいるということが一目瞭然でわかるような体制がとられておりましたし、これから合併も進んでいって、広域になってきましたら、ましてその情報をきちんと対策本部でつかんでおくということは必要不可欠なことだと思います。

それから、ちょっと答弁の中で少しずれている部分がありましたので、もう一度お尋ねしますけれども、これから新設、改築される場合において、活動拠点ということで取り組み強化して、迅速な消防活動ができるように、人命救助だとか財産を守るとかという本来の業務に当たられるようにということで、多目的な部屋なりスペースを用意しておくべきじゃないかということをお願いしました。初めに、緊急避難所としてどうなのかということでも聞いたりいたしましたので、その部分とごっちゃになっているのかなと思いました。

いろいろ災害発生時には消防隊が出動するので、一般の人の出入りということでは非常に難しいということで、それはそうであろうと理解をしております。けれども、一般の人が利用するというのは普通の多目的な部屋として用意をしておいて、啓発事業とか何かをするときに一般の人たちがそこに来てお話を聞いたり、何かの活動をするような部屋を設けておいて、いざというときにはそこに体制を組むことができる。だから、一般の人がそこに来るのではなくて、活動拠点として行政側からも来て、消防本部と密接な連携をとりながら、即座にそこで状況に応じた救助活動などができるような、そういう機能強化ということで特別の部屋をということをお願いしました。それは遊ばせておくのではなく、ふだんは多目的に地域の方とかそれぞれの災害のときの研修の場所なり、いろいろな利用価値があるだろうと思いますので、そういうスペースがないと、消防本部の方が即座に災害状況を把握して適切な指示、命令系統というのはそこが出した方が一番早いと思いますので、そういうための部屋をふだんからきちんと確保しておいてはということでした。

あともう一つ違っていましたのは、2000年度の平成12年に発足当時に決められた基本面積の500平米とか300平米ということについてですけれども、それにはこの活動拠点としての視点というのが十分入っていなかったのじゃないかということです。それをするために、ほかの倉庫なり職員の方の生活スペースなる部分が削られているということでは言語道断ですし、幸いに敷地としては広く確保していらっしゃるのですから、500平米というのにこだわらずに、もう少し広くするとかということで検討ができないかという、その質問でございました。

それから、災害弱者の登録ということは、十分にプライバシーに配慮をしながらも、きちんとした対応がとれる体制というのはこれからはぜひ取り組んでいただきたいと思いますので、これからの方針、考えを再度お聞かせください。

宮崎にせっかく行ってきましたので、申し上げますと、ここでは、先ほどの千綿議員のような進んだやり方とはちょっと違っていましたが、災害情報の電子Eメールの配信事業というのにも取り組んでおられて、Fネットというファクスによって各役場と消防分団ですね、消防団各部76部あるんですけど、そこにもファクスで地図付きの災害指令書を配信することによって、的確な出動体制がとれるようになったということでした。それから、そのことを利用して、またさらに進んで、平成14年になったら、携帯電話のiモードを利用して災害情報を消防団員の方にもきちんと配信することで、迅速な出動が可能になった、正確に出動できるようになったということです。この事業はさらに、先ほど1番目の質問で申し上げました災害弱者の管理事業の一環としても取り上げられて、昨年2月からは災害弱者の情報管理事業の一環として、聴覚障害者に火災や台風などの災害情報をEメールで配信するというようなことも進められているようです。

こういうふうに、各自治体においてそれぞれ工夫をした取り組みが進められているところですので、できないとかということではなく、ぜひ考えを進めて取り組みをしていただきたいと思います。再度お考えをお聞きいたします。

○野口消防副局長

2回目の質問にお答えいたします。

まず、災害弱者に対する今後の取り組みについてという御質問にお答えいたします。

まず、局管内の災害弱者の把握が十分にできておりません。したがって、実態の把握が必要と考えております。方法といたしましては、市町村の内部情報により把握、自己申告による把握、それから、市町村の新たな調査による把握等を含めまして実施する方法があらうかと思っております。

それから、支援情報の充実策といたしまして、災害弱者の所在地等の状況、すなわち防災マップ的なものを作成いたしまして、指令システムへの登録、電子データファイル等での管理を行うということも考えられます。これによりまして、指令システムでの災害弱者マークの表示によりまして、現場での支援情報を迅速、的確に伝達いたしまして、救急救助支援体制の確立が図られるということでございます。

この情報の収集業務につきましては、各構成市町村の協力が不可欠でございます。情報の共有化を図りまして、災害弱者の救助や避難状況の把握等に努める必要があるかと思っております。ただし、これらの情報につきましては個人情報にかかわることから、プライバシー保護との関係について配慮する必要があります。このほかにも避難所ごとの災害時要援護者数の把握とか防災訓練の実施等が今後必要にならうかと考えております。

それから、Cマークの件でございますけれども、現在消防局の方においても、肢体不自由者の地図検索表示、言語障害、聴覚障害者の地図検索表示につきましては、肢体不自由にはマル弱、言語障害、視覚障害者の地図検索にはマル聴マークを図示いたしております。

それから、活動拠点という御質問ですけれども、災害時につきましては、先ほど申し上げましたけれども、現場の最前線基地としての機能を有しますので、消防署職団員を初めといたしまして、各防災機関の人や車両、それから資機材、物資等が集結いたしまして、非常に煩雑になることが予想されます。当

然、庁舎は現場指揮本部となりますので、災害対策本部として、また、隊員や団員の拠点として確保する必要があります。通常は地域の啓発活動の拠点としての活用ということでございますけれども、本来、消防庁舎は公民館とか図書館等のような公共の用に供する施設ではなく、災害対応に供する施設でございまして、常に災害等の非常事態に対応できるように勤務体制をとっております。したがって、敷地内に併設した多目的な啓発活動の場としては不適ではないかと思えます。

1 回目の答弁でも申し上げましたけれども、庁舎建設には一定の面積の規制もございまして、併設は困難かと考えております。地域の啓発活動としては、局や各署でも防火広報事業や講習等も実施いたしておりますので、火災予防啓発の場として活用していただくようお願いいたします。

それから、庁舎の大きさでございまして、分署におきましては 500 平米、出張署におきましては 300 平米ということを決めておりますけれども、このスペースにつきましては、広域に至る経緯の中で分署と出張所の大きさにつきましては決定されておりますので、これ以上の拡張というのは現況の財政状況の中では大変厳しいものがあるかと思えます。

以上でございます。

○井上議員

一つ目の質問につきましては検討していくということでございましたので、検討の進捗状況についてはこれからまた質問させていただいて、ぜひ検討という言葉が言葉だけに終わらないように進めていただきたいと思えます。

それから、庁舎の建設基準の見直しということについては、これ以上聞いても多分同じことの回答だと思えますが、やはり新しい視点から、防災対策とか災害に強いという視点は今までそんなに考えられていなかった。スペースを別棟でつくれとか別にホールをつくれとかということじゃなくて、その中にちょっと部屋を広くして 1 部屋分ぐらいを確保しておいたら、それはむだなスペースじゃなくて日ごろは何か利用しながら、いざというときにはその部屋を使って活動拠点としての体制がすぐさま行われると。内容については、機材の整備だとか物資補給とかいろんなことで、その保管場所とかいろんなことの中身が出てくると思えますが、それについてはきょうは聞いておりません。ただ、スペースだけは確保しておかないと、いかに今から必要になってきても、そこが制限されて進まないのじゃないかということで、くどいようですけれども、スペースの確保ということをもう一度要望としておきますので、検討の中でぜひもう一度、再度防災強化の視点ということを取り入れて、見直しも考えの中で進めていただきたい。

要望で終わります。

○福島議員

それでは、通告をしておりましたふるさと市町村圏基金の話で質問をさせていただきたいと思えます。

余りこの問題を質問する議員もなかったようなんですけれども、当初、議案質疑と非常にかぶった部分があったので、迷ったんですけれども、一応一般質問ということで、若干今回の提案されている議案の中にも触れることがあるかもしれません。その点は御了承願いたいと思えます。

きょうの連合長の提案理由説明の中、まさしく基金そのもののあり方も検討

しなければならない時期に来ておりますし、また、既存事業の抜本的な見直し、重要度の高い事業の実施に努めていくということがまず述べられて、後段の方でも似たようなことが書いてありまして、事業効果が見込めないもの、あるいは目的を達したものについては廃止、休止をするなど、基金を効果的に活用した事業の推進に努めるということで、連合長の方からもこの問題について指摘がなされております。まさしく今回私が質問したい部分もこの部分でございまして、16市町村がどのような姿勢でもってこのことを考えてもらっているのか。本当にこの事業を今後とも発展的に進めていくにはどうすればいいのかというところを聞きたいと思えます。

現実に16市町村のホームページをクリックしていきまして、この広域行政に直接触れている市町村は非常に少のうございます。少ないというか、扱っていないところがほとんどです。中には、この中部広域にさえリンクを張っていないホームページもございました。そういった意識を構成市町村が持っている中において、本当にこの事業が達成できるのでしょうか。非常に疑問でございます。また、基金の方の運用利率なんかの低下によりまして、基金そのものを崩して事業を進めていくというような話も出ておりますけれども、そうなりますと、タコが自分の足を食って成長していくように、結局は基金を食いつぶした段階でこの事業は終わりになっていく、そういったことが現実目目の前に来ているわけですね。広域圏でいろんなことをやらないといけないということは、この時代、特に環境問題とかなってきた場合にはそうですし、現在この中でも介護、あるいは消防というのを広域でやっている中において、その根幹となるべき部分のこのふるさと市町村圏の問題というのが非常になおざりにされているような気がしてなりません。

今回議案で出されました資料の中にも、2件ほど今回で廃止される事業がございます。ふれあいまちづくり交流研修会と、ふるさと彩発圏バスツアー事業という2件が廃止されて、事業全体が縮小されてきております。そこでまず、このふるさと市町村圏基金のこの事業が、本来どういった目的で起こされてきたのか、そして、どういった経過をたどってきて今回2件の廃止につながり、例えば、今回残っているのは広域行政職員研修とか、あるいはこの広報ですね、こういうやつですけれども、ごらんになった方もいらっしゃるかと思えますけれども、年3回の発行が2回に減少していく。それとか観光とかですね、そういった部分に力を入れていくようございますけれども、現実はどういう状況にあるのかというのをまず御説明していただきたいと思えます。

それと、平成13年度から22年度にかけて総合計画が立てられておりまして、非常にすばらしい基本理念と施策大綱が述べられているんですけども、ほぼ4年間経過して、現実どうなのかと。本当にこの総合計画に従った取り組みが推進されているのかどうか、そういうようなところもお尋ねしたいと思えます。

一つには、こういった問題が本当に機能しなくなってくるのであれば、先ほど一番最初に言いましたように、廃止ということ視野に入れなければいけない、そういった時期に来ていると思っています。本来ならば連合長初め、副連合長、各首長さん方全員に、各市町村でこの問題に対してどんなふうな意識を持っていらっしゃるのかということをお聞きしたいと思っていますんですけど、今回そういうわけにもまいりませんので、とりあえずは事務局の方からまとめ形で答弁をお願いしたいと思います。

それと、これに関連しまして、平成6年から取り組まれた佐賀地方拠点都市地域指定、これも内容的には非常にこれとオーバーラップした部分がございま

して、内容的には物すごくいいんですけれども、果たしてこれを実施してきた結果、どういった効果が出たのかということもあわせて御説明を願いたいと思います。

当初のきょうの提案説明の中にありましたが、重点的なことを残す、あるいは事業を絞っていくとありましたけれども、これまでやってきた事業は費用対効果はどうだったのか、あるいは何をもちょう重点とするのかというところの視点をはっきりしておかないと、結局この事業というのはお題目ばかり唱えて実効性が上がってこない事業になってくると思うわけです。

そういったところで、これまでの流れ、経過、経緯、それと評価の視点の問題、そういったところを取りまとめて、とりあえず1回目の質問といたしますので、御答弁をお願いしたいと思います。

○淀総務課長

まず、ふるさと市町村圏基金事業の目的というふうなことの確認の質問だったかと思います。

まず、ふるさと市町村圏事業につきましては、全体の話がございまして、ちょっと前段から話をさせていただきます。

平成元年に始まったふるさと市町村圏制度は、多極分散型国土の形成を促進し、また、創造性と多様性に富んだ豊かな地域づくりを進めるため、地域の自立的発展が見込まれる地方都市及びその周辺地域をふるさと市町村圏として選定し、基金を設置して、圏域の総合的、重点的整備を行うことができるよう推進するものです。

本広域圏は、地域住民の日常生活の広域化に対応し、昭和45年に佐賀県内の市町村が五つの広域圏に分けられた際、現在の16市町村のエリアで佐賀地区広域市町村圏として設定されました。その後、平成6年にはふるさと市町村圏に選定され、それを契機として佐賀地区広域市町村圏組合が設立されました。そして、平成6年、7年の2カ年で基金を造成し、ふるさと市町村圏基金事業を始めたわけでございます。平成15年には当該組合と本広域連合が統合したため、ふるさと市町村圏関係事務も広域連合に引き継がれて現在に至っております。

さて、ふるさと市町村圏施策は、ハード、ソフトの両面から広域的観点に基づいた施策を充実させることを主眼としており、ソフト面の施策については、ふるさと市町村圏基金の果実により推進することとされております。具体的には、圏域の独自性や特色を生かしたソフト事業を行うことで、他の地域にはない個性的で魅力的なまちづくりを広域的な観点から推進することを目的としたものです。

続きまして、各事業の内容についてでございます。

本広域圏では、ふるさと市町村圏計画の基本計画の一部である広域活動計画に基づき、基金事業を行っております。広域活動計画では、ふるさと市町村圏計画で掲げる「多様な自然と歴史が育む豊かな人創造空間」という基本目標実現のために必要な施策を掲げており、それらの施策に基づき、人材育成、広域観光の推進、地方分権の推進、圏域の魅力に対する意識の高揚、芸術文化活動の促進、広域的な地域情報提供の推進等を行うためのソフト事業を実施しております。

個別の事業について申し上げますと、まず、広域職員研修事業につきましては、広域圏構成市町村の職員を対象に行政実務に関する研修を中心に行ってい

るもので、人材育成の一環として実施しております。地方分権が進展する中で、職員一人一人の資質向上が求められますが、圏域内の市町村では職員研修が十分に行われているところは少なく、特に、小規模町村では単独での開催が困難であることもあり、広域で実施する意義がある事業だと考えております。

広報誌発行事業につきましては、広域的地域情報提供の一環として実施しており、基金事業の周知や構成市町村の情報を中心に紙面を構成し、今年度は年2回の発行で、圏域内の全世帯に配布しております。この事業は、圏域内の住民の皆様には佐賀地区広域市町村圏の存在や広域圏事業について知っていただくとともに、住民が圏域内の他のまちのことについて理解を深めることによって住民の一体感を醸成するのに役立っていると考えております。

佐賀広域圏郷土ふれあいまつりについては、圏域内の郷土芸能上演会と特産品を集めた物産市を行っていますが、広域連合での単独開催ではなく、集客力がある構成市町村のイベントとの共同開催で行っていることから、圏域内の住民には地域の魅力を再認識するきっかけとなり、圏域外からの来客に対しては、本広域圏の魅力をPRする機会となっております。

次に、広域観光研究会につきましては、広域観光がふるさと市町村圏計画の中で将来像実現のための重点課題として位置づけられていることから、圏域内市町村が観光振興を進めるに当たり、相互に連携できることを模索するため平成15年度に設置したのですが、時期的には市町村合併の協議と重なったこともあり、各市町村とも合併を前にした時点で今後の観光振興の方向性を明確に打ち出すことができない中、現在のところ意図したような連携を実現するには至っていない状況でございます。

続きまして、今年度廃止した事業につきましては、その理由につきまして説明を申し上げたいと思います。

ふるさと彩発圏バスツアーにつきましては、平成7年度から実施をしております、16年度までに延べ1,500名を超える住民の皆様に参加をいただきました。このバスツアーの目的は、参加者に圏域内の歴史、文化、風土等についての理解を深めてもらうことによって、圏域の魅力を再認識し、郷土愛をはぐくんでもらうことにありましたが、参加費用が安いこともあり、参加者は多いものの、主催者が意図する目的を認識されている参加者がどれだけおられるか疑問でありまして、また、10年近く実施をしてきた中、ツアーの内容のマンネリ化、参加者の一部固定化が見られたことから、広域連合で実施する必要が薄いと判断のもと廃止をしたものでございます。

それから、ふれあいまちづくり交流研修会でございますが、これも平成7年度からの事業で、広域職員研修の一環として実施してきました。開始当初は広域圏組合が設立されて間もなかったことから、圏域内の他の市町村のことを理解し合うことで相互の連携を強化することにつなげるという目的がありましたが、約10年間の事業実施により当初の目的はある程度達成できたと評価し、同時に現時点では事業の必要性が薄れていることから廃止することといたしました。

それぞれの事業の目的と効果でございますが、ふるさと市町村圏基金事業は平成6年度から実施をしておりますが、近年は低金利時代の影響により事業の財源が十分に確保できない状態となっております。そこで、必然、少ない財源の中でより効果的な事業を選別して実施していく必要性が出てきたため、平成15年度から事業評価を実施することとしたものです。評価に当たっては、当該事業の目的妥当性、有効性、効率性、公平性の観点から総合的に判断しておりますが、ソフト事業であることから、数値による客観的評価は難しい面が

ございます。しかし、評価を行うまでは各事業とも事業実施後の検証を行って
いなかったというのが実情であり、評価を行うことで、その事業の目的の明確
化、事後の検証を十分とは言えないまでも実施することができているのではない
かと考えております。ただ、広域活動計画が事業評価を行うことを前提とし
ていなかったために施策の体系が整備されておらず、各事業がより上位の目標
達成にどの程度貢献しているのかという評価は難しいのが現状でございます。

続きまして、ふるさと市町村圏計画についての御質問にお答えいたします。

ふるさと市町村圏計画は、本広域圏の総合計画に当たります。最初にも申し
上げましたとおり、昭和45年の広域圏設定に基づき、翌年に第1次広域市町村
圏計画が策定されております。これは地方自治法で市町村が地域における総合
的かつ計画的な行政運営を図るため基本構想を定めるよう規定されているのと
同様、広域行政機構においても地域の振興整備の課題を明確にした上で、計画
的な広域行政を推進していくための計画を策定するよう国の広域行政圏計画策
定要綱に定められており、それに基づき策定されたものです。その後、第2
次、第3次計画が策定され、現計画である第4次計画は、平成6年に本圏域が
ふるさと市町村圏に選定されたため、従来の広域市町村圏計画をふるさと市町
村圏計画に読みかえることになったものです。

本計画の目標につきましては、当然それぞれの時代の社会経済情勢に対応し
て変化してきておりますが、住民にとって豊かで住みやすい地域社会を広域
的、一体的に実現するという基本的な目的は当初から現在まで変わることな
く、根幹にあるものだと考えております。

本広域圏のふるさと市町村圏計画は、構成市町村の総合計画を取りまとめた
ものとなっており、本広域連合が事業主体となっている事業はほとんどござい
ません。したがって、広域活動計画に掲載された事業を除きまして、本広
域連合がこの計画の推進に向け主体的に動くことは困難だと言わざるを得ませ
ん。言い換えれば、構成市町村の総合計画が推進されることによりまして、本
計画も目標達成に向けて進んでいくものと考えております。

最後に、佐賀地方拠点都市地域指定についての御質問にお答えいたします。

本圏域では、平成6年に地方拠点都市地域指定を受けております。平成7年
に策定した地方拠点都市地域基本計画では、「にぎわいとるおいの佐賀リー
ディング都市圏の創造」を目標として掲げ、その目標達成のための事業が行わ
れてきたところです。今年度は計画策定から10年目に当たり、計画の見直しを
する必要があることから、現計画の点検と評価を実施しております。

その結果を申し上げますと、まず、重点的に整備を行う地区として指定され
た九つの拠点地区の事業の進捗状況は、平成15年度末の事業費ベースでの進捗
率が77.2%、また、全81事業中、完了した事業は42事業で、全体の51%の完
了率となっております。15年度末時点で完了していない39事業のうち、計画ど
おりに進捗している事業は8事業にとどまっており、残りは遅延、見直し、中
断、中止となっております。ここ数年は、中止決定の事業が増加する傾向にあ
ります。これは主に市町村の財政状況の悪化が原因である場合が多いようです
が、地方拠点地域に指定されたことにより受けられる支援措置にも財政支援措
置は少なく、この財政上の問題を解決できないままに中止される事業がふえて
いると思われれます。

次に、指標による点検、評価の結果についてでございますが、一部の拠点地
区では、指標の動向から一定程度の成果があったと評価できると思われれます。
しかし、それが当該市町全体の地域振興に結びつくまでには至っておりませ
ん。また、その他の拠点地区では、計画に掲げた整備目標を達成できていると

は言えない状況でございます。

このように、本地域においては拠点地域に指定されたメリットがほとんどなく、整備効果も目に見える形ではあらわれていないと分析をしております。

ふるさと市町村圏計画と地方拠点都市地域基本計画の目的は異なっておりますが、本広域圏の場合は広域市町村圏のエリアと地方拠点都市地域のエリアが完全に一致をしておりますので、ふるさと市町村圏計画が上位計画であり、個別計画の一つとして、地方拠点都市地域基本計画を位置づけることも可能だと思われれます。地方拠点都市地域基本計画に目標として掲げられた自然環境を生かした豊かな生活空間の形成や学術、文化、レクリエーションなどの機能強化、充実などについては、その理念が現ふるさと市町村圏計画にも盛り込まれており、一定程度の整合性は図られていると認識をしているところでございます。

以上でございます。

○福島議員

答弁いただきまして、冒頭私が少し触れましたように、やっぱり各市町村の考え方というのが非常に大きく反映してくるんだなということを改めて認識しております。

事務局としてかなり自己反省も踏まえながらの答弁をいただきまして、事務局に対しての再質問は行いませんけれども、答弁の中でありましたように、やはりベースとなる市町村がどう考えていくのか。基金のお金を出しているから、あとは事務局にお任せだよという考え方ではやはりいけないと思います。基金的にも財政的にも非常に厳しい時代に来て、これから本当にこのふるさと市町村圏のことをどうとらえていくのかということをやっぱり各市町村がもう一度きちんと考えて、それを持ち寄ってもう一度検討する時期に来ていると私は思っております。

そういうことで、連合長、あるいは副連合長の中でどなたか、この問題に関しまして御答弁をお願いできましたら、お考えをお聞かせ願いたいと思いません。

○横尾副広域連合長

お尋ねでございますので、回答させていただきたいと思えます。

先ほどの総務課長の答弁の中のことを少し振り返ってみたいと思えます。

一つは、せっかく拠点地域になったものの、メリットはほとんどないということ、また、整備効果も目に見える形になっていないという説明がありました。さらに、その前段には本広域連合が事業主体となった事業はほとんどありませんとの状況説明もございました。これはひとえにその冒頭にありましたように、計画自体が全体の総合計画を取りまとめた形になっているからでもあります。

考えれば、10年、20年ぐらい前の計画だったらそれでよかったかと思えますが、この10年、特にこの5年ほどの間に自治体を取り巻く環境は大きく変わってまいりました。近年ですと、三位一体の改革、地方制度審議会では市町村と都道府県のあり方そのものの見直しが始まっています。また、片方では、この佐城地区を中心とした佐賀中部広域連合管内でも広域合併の協議が進んでまいりましたので、大きく状況が変わってきたということは、議員も御認識されているとおりでございます。

一方で、首長として感じることでありますが、これからの行政に必要なことは、法を遵守しながらも、すぐれた経営感覚を持って、市民や住民の皆様への行政サービスを向上させていくこと、できればそのことで未来を開いていくことが我々の使命だろうと認識をしているところです。

そのような意味で、広域市町村圏組合や広域の行政というものがどのような意味を持つかということですが、私自身は大変重要な意味があると思っています。

一つは、行政の体質改善において意味があります。同属の同じような人たちが集まっているだけでは、新しい発想も生まれません。いい意味での競争を促すような環境をつくる意味で、人事交流や人間的な交流というのは大変意味があると思います。

また、行政サービスそのものにおきましても、日本国のルールのもとにほぼ同じような地域の中で自治体が存在していても、その行政の内容に関してはいろいろな知恵や工夫を出しています。それぞれがそのことを学ぶことによって、自分の地域によってどんな行政サービスがさらに必要なのか、何をしたらいいのかということをお互いに感じ取ることもできますし、他を他山の石として自分たちを磨くこともできます。そういった意味でも広域行政そのものは大変意味あるものと考えています。

とは言うものの、先ほど言いましたように、今合併がいよいよ渦中を迎えているところもありますし、継続協議がなされているところもございますので、まさにこのいわば時代の峠を越えたあたりで、次なる広域行政のあり方について、もっと我々も議論した方がいいかなと感じております。

ただ1点、先ほどの総務課長からの現況の報告の中で、私も同感であります。やはりもう少し広域連合としては、主体的な取り組みを今後は考えていく必要もあると思います。例えば、教育の充実、農業を中心とした地域の産業振興、あるいは国保に関しても広域化の話が一部ございますが、その他さまざまな行政項目についても広域行政としてどうするのか、どうした方がコストを安くして、よりよいサービスを生み出すことができるかをぜひ今後は企画し、検討し、時には提案をしていくということをやっていくべきじゃないかと感じております。

以上です。

○豆田議長

しばらく休憩いたします。

午後2時54分 休 憩

平成17年2月16日

午後3時07分

再開

出 席 議 員

2. 西 山 英 徳	3. 江 島 佐知子	4. 合 瀬 健 一
5. 松 尾 義 幸	6. 下 村 仁 司	7. 納 富 隆 司
8. 佐 藤 正 治	9. 大 石 依 子	10. 月 山 英
11. 石 丸 信 行	12. 佐 藤 知 美	13. 武 藤 恭 博

14. 竹 下 洋	15. 山 口 貞 雄	16. 御 厨 俊 幸
17. 宮 崎 圭 介	18. 野 田 満 彦	19. 川原田 裕 明
20. 千 綿 正 明	21. 福 島 龍 一	22. 井 上 雅 子
23. 山 下 明 子	24. 福 井 章 司	25. 黒 田 利 人
26. 豆 田 繁 治		

欠 席 議 員

1. 武 富 健 一		
------------	--	--

地方自治法第121条による出席者

広域連合長	木 下 敏 之	副広域連合長	横 尾 俊 彦
副広域連合長	川 崎 敬 治	副広域連合長	石 丸 義 弘
副広域連合長	川 副 綾 男	副広域連合長	原 口 義 春
副広域連合長	山 口 雅 久	副広域連合長	高 島 勝 美
副広域連合長	牧 口 新 太	助役	高 取 義 治
監査委員	中 村 耕 三	事務局長	山 田 敏 行
消防局長	久 本 浩 二	消防副局長	野 口 高 秀
総務課長	碓 雅 行	介護認定課長	小 川 拓 朗
業務課長	本 間 秀 治	給付課長	古 賀 通 雄
予防課長	辻 茂 昭		

○豆田議長

休憩前に引き続き会議を開きます。
広域連合一般に対する質問を続行いたします。

○松尾議員

松尾義幸です。通告に基づきまして一般質問を行います。

登録ヘルパーの労働条件の改善と介護サービスの向上に向けての周知についてです。

厚生労働省は、労働基準局長名で「訪問介護労働者の法定労働条件の確保について」という通達を平成16年8月27日付で都道府県労働局長あてに出しています。

ホームヘルパーは、身体介護であれ、生活援助であれ、要介護者の自立を支援することを役割としています。相手の状況に応じてふさわしい自立支援をやるわけですが、それは専門的な判断が求められます。食事をつくる場合でも、相手の栄養やどうしたら食べやすいかを考えてつくるわけです。つまり、ホームヘルパーは専門性が求められ、時には重労働を強いられる重要な仕事です。

これまで非定型的パートタイムヘルパー、つまり登録ヘルパーのことですけれども、これまでは労働者とみなされずに、労働基準法の適用があいまいなまま働かされるケースが多かったようです。

先ほど紹介しました、この通達によりまして、労働基準法第9条の労働者に該当すると明確に登録ヘルパーのことを定義いたしております。この通達によりまして、監督指導はもとより、関係行政機関と連携、協力の上、別途送付する周知用資料を活用して関係事業者・団体への周知を促しています。

登録ヘルパーの労働条件を改善し、介護サービス向上のために関係事業者への周知について質問をいたします。

○古賀給付課長

松尾議員の御質問にお答えいたします。

登録ヘルパー、いわゆる非定型的パートタイムヘルパーの労働条件の改善と介護サービスの向上に向けての周知の実施についてというお尋ねでございました。

御質問にありました「訪問介護労働者の法定労働条件の確保について」の厚生労働省通達につきましては、労働基準局長から都道府県労働局長あてに出されたものでございます。その内容は、労働基準法等関係法令の適用についての労働行政に関するものとなっております。

この通達後に労働基準局監督課により作成されました周知用パンフレットが、平成16年11月に佐賀県長寿社会課長から保険者、市町村介護保険担当課、各指定訪問介護事業所開設者等へ送付されております。この際に、各指定訪問介護事業所開設者には、介護保険指定訪問介護事業所等への周知について依頼がされているところです。

介護サービスの向上につきましては、ヘルパーの資質向上等が必要なことから、県の委託を受けた介護保険事業連合会や介護労働安定センター等による講習会、研修会等が実施されておりますので、そのときに必要に応じて指導等を行い、サービスの向上に努めているというところでございます。

その労働行政に関する部分につきましては、これらの指導監督等は労働基準監督署において実施されますので、サービスの向上について連合の方で携わっているということでございます。

以上でございます。

○松尾議員

松尾です。2回目の質問を行います。

インターネットで取り寄せたものですが、ここに独立行政法人労働政策研究・研修機構が平成15年3月に出した「ホームヘルパーの仕事・役割をめぐる諸問題－ホームヘルパーの就業実態と意識に関する調査研究報告－」というのが、2ページですが、ございます。

研究の一環として、854事業所に所属するヘルパー1万1,239人を対象に、平成14年1月、アンケート調査が行われています。主な調査項目は、一つ、勤め先、雇用形態、就労の状況。二つ、ホームヘルパーの仕事・役割に対する考え。三つ、介護サービスの実践。四つ、ホームヘルパーの仕事に対する今後の意向。五つ、就業上の悩み・不安・不満など。そのほかにもございますけれども、こういうものを調査されまして、この調査研究の中で、特に私が申し上げております労働者とみなすという点でのことに関連するわけですが、雇

用・労働の実態では、ホームヘルパーが要介護者宅に自宅から直接行って、仕事を終えて、支援を終えて直接帰る。つまり、直行直帰で働いているホームヘルパーは、この調査によりますと、全体で54.4%になっています。さらに、登録ヘルパーのみ見ますと、直行直帰の人は8割にも上っているとされています。

また、賃金面では、雇用形態で差があるものの、経験1年未満の、これは正社員のヘルパーの場合ですけれども、月収15万円未満の者が5割を占め、高校卒女子の初任給平均14万8,800円並みとなっているという状況が、ここには調査として反映をされています。

また、雇用保険、健康保険、厚生年金の3種類の社会保険の加入状況では、登録ヘルパーはわずかに8.4%と、極めて社会保障の分野が薄くなっているという状況も浮き彫りにされているところです。

もう一つ調べてみました。なかなか県内での調査というのがうまくいきませんので、全国的なことになるわけですけれども、全労連の調査によりますと、5万円以下の、これは全体のホームヘルパーですけれども、もらっている人が全体の25.8%、月額ですね。5万円から7万円以下が18.9%、7万円から10万円以下が24.6%、10万円から15万円以下が18.2%と、この4段階、つまり15万円以下を見ますと、合わせて87.5%と、このようにホームヘルパーの賃金の低い実態が明らかになってくると思うわけです。

低賃金であっても、自立支援に懸命に頑張っておられるホームヘルパーの専門性を持った労働者として、もっと私は労働条件を改善し、中部広域連合で言いますと、要介護者の介護サービスの向上に向けてるべきではないかというふうに思います。

そういう点から具体的に2点、2回目の質問を行います。

通達に基づきまして、それぞれ先ほど答弁をいただいたわけですけれども、中部広域連合としても周知徹底を行う必要があるのではないかというふうに思います。いつ、どういう方法で徹底させるかについてです。

二つ目は、中部広域連合管内に正社員のヘルパー、あるいは名称はどのような名称になっているかということもありますけれども、いわゆるこの通常勤務のヘルパーですね、それから、私が今申し上げております登録ヘルパー、こういう方が何人おられるのか、把握をされているのか。

以上について、2回目の質問を行います。

○古賀給付課長

2回目の質問にお答えいたします。

周知方法としてどのようなことを考えているかということでございましたけれども、現在は周知方法としては考えを持っておりません。しかし、平成17年度から県の権限移譲がございますので、その後、本広域連合が行います指導監査時におきまして、さらには集団指導時におきまして、労働行政についての講演等も考えられますので、関係機関と協議しながら必要に応じて対応していきたいというふうに考えております。

それと、常勤職員のヘルパー、これは平成15年の5月の調査の数字ですけれども、95名、非常勤職員のヘルパーが478名でございます。

以上でございます。

○松尾議員

松尾です。3回目の質問を行います。

私は、この常勤ヘルパー、並びに非常勤の、私が申し上げております登録ヘルパー、この人員把握が質問を出した段階では十分にされていないという認識を持っておりまして、されていないならば、連合長に調査を要求しようと思っておりましたが、幸い報告がございました。

私は、こうした把握を日常的にやるとともに、労働条件については確かに労働行政でやっていくわけですが、その労働行政が行ったホームヘルパーの実態等、やはり先ほど申し上げました、例えば、雇用保険とか、あるいは社会保険、こういうものもあわせながら、どういうふうな状況に置かれているかということをやはり把握を、介護サービスを行う団体として当然のことながら常々掌握をしていくべきではないかというふうに考えています。

今申し上げたような、労働行政を通じてでも結構です。そういうホームヘルパーの状況を、内容もあると思いますけれども、つかめる範囲のところからつかんでいくということについて、再度質問をいたします。

○古賀給付課長

実態の把握には努めていきたいと考えております。

○竹下議員

議席番号14番竹下です。通告に従いまして、1点質問をいたします。

質問の事項といたしまして、広域消防と地域との連携についてでございます。

連合長の新年度の所信にも述べられておりましたが、16年度の緊急事業が9,500件と伸びているという中で、その非常時、つまり緊急出動時における出動の目的周知、情報等の伝達につきまして、指揮命令系統の充実と情報に対する指導周知徹底はどのようになされているかということをお聞きいたします。

2点目につきましては、一般火災時の出動に対し、構成地域や非常備消防団との連絡・連携はどのように行われているのか、地域社会の安全・安心のさらなる向上に努めると言われておりますが、いかがでしょうか。

以上でございます。

○野口消防副局長

竹下議員の広域消防と地域の連携についてという御質問にお答えいたします。

初めに、非常時における情報伝達の対応は十分であるかという質問にお答えいたします。

広域管内の災害情報を伝達する手段といたしましては、主に電話による火災等情報案内と各市町にあります防災行政無線等によって住民の方々にお知らせをいたしております。また、ケーブルテレビを活用しまして、火災発生情報を配信している地域もございます。

119番通報等を受信して、最初に提供できます災害情報は、発生場所と災害種別であります。発生場所は大字単位で、災害種別につきましては、消防局の消防活動基本規程に基づきまして、一般建物火災、車両火災等の内容で情報を提供いたしております。

災害発生状況等の詳細につきましては、通報内容と実際の災害現場の状況と

では異なる場合がございますので、先着した消防隊の情報収集を待つて、詳細な内容を構成市町を初め、そのほかの関係機関へ連絡するという体制をとっております。

消防局におきましては、住民の方々へ災害情報を迅速かつ正確に伝達するために、今後も十分な検討を行い、情報提供の充実・強化に努めていきたいと考えております。

2点目の、一般火災等の出動に対する非常備消防との連携は周知されているのかという御質問にお答えいたします。

まず、構成市町の消防団の皆様におかれましては、火災を初めとする各種災害から地域住民の生命、身体、財産を守るため、日夜献身的に消防の任務に当たられていますことに対しまして、深く敬意を表する次第でございます。

非常備消防への災害通報につきましては、広域再編以前の連絡体制を継承いたしております、主に消防無線受令機と防災行政無線による通報の二通りの方法で行っております。

消防無線受令機を使用されている消防団につきましては、通信指令室や現場消防隊などの活動情報で災害活動に従事されております。

また、消防署に設置されております防災行政無線の遠隔操作による通報で出動されている消防団につきましては、住民の避難等、特に緊急性がある場合を除き、災害現場の詳細情報までは通報いたしておりません。

災害が複雑・多様化する今日、現状の通報だけでは、消防団が出動する際に情報が不十分な場合もございますので、災害時には消防署に必ず1名の通信員を待機させ、必要に応じて詳細情報を提供しているところでございます。

消防局の今後の対策といたしましては、構成市町の消防担当課及び消防団と十分な協議を行いまして、消防団への通報の徹底及び災害情報の共有化を図っていく所存でございます。

以上でございます。

○竹下議員

平成12年に佐賀広域市町村圏組合ということで消防の広域化が図られて、平成14年に中部広域連合に合併をし広域連合となったわけでございますが、連合長の所信にもありました、各種機関や構成市町村との連携を図りながら、住民の生命、身体、財産を守るという消防の目的を達成できるよう努力してまいりたいと考えておりますということでございますが、その非常備につきましては、広域市町村圏組合が始まって、その後、その構成市町村と連携を持つ広域消防、また非常備消防に対する通知・通達におかれては、若干統制がとれていない感がいたします。

例えば、場所の選定につきましても、地域の消防のみの場合は、集落設定、個人名も発せられた場合もありましたが、いろいろ個人情報保護ということで地域は集落や部落の選定ということで対応されてまいりましたが、事広域消防につきましては、大字というようなところで大きな地域指定となっております。そういう関係で、地区の非常備消防との連携・連絡は、非常備の消防が出動して、後、それぞれの形態や地区の総務課、また消防係と連絡をとりながら出動しているのが現状であります。江戸時代ならともかくとして、煙が出ている場所が出動してからでしかわからないというような消防体制はいかがなものかと思われまます。

17年度予算を見ましても37億 2,100万円という予算計上をされ、いろいろ

消防設備の充実を図っていくことも大事でしょうが、ハード面だけでなく、連携・連絡のソフト面の充実も重要な側面であろうと考えます。検討課題があるのは十分承知をしておりますが、これは急を要する問題でしょうし、消防長の感覚で直せるのか、それとも連合長の判断なのか、それとも、地域は地域として非常備消防の場合は現在のその構成市町村で対応してくれというのが連携と言うべきでしょうか。いかがでしょうか。

○野口消防副局長

2点目の、消防団の出動に大字単位では支障があると、もう少し詳細な伝達ができないかというような質問にお答えいたします。

消防団にいち早く出動態勢をとっていただくために、通信指令室の指令によって防災行政無線のサイレン吹鳴と放送を行っております。119番通報等の覚知内容が目標物や小字単位であれば、音声による出動指令後、肉声で通信員が補足しておりますが、特に火災の場合は通報者も慌てておりますので、小字単位まで聴取できない場合もございます。常備の車両には無線とカーナビゲーションを搭載しておりますので、災害発生地点が特定できますが、消防団におかれましては、現場確認が大字単位では地域的には広過ぎて、現場到着に時間がかかることもあるかと思えます。現段階では、消防署に待機させております通信員に、必要に応じて詳細情報を提供するという方法しかございませんが、各消防団本部へ詳細な情報提供が可能であるかどうかにつきましても、今後検討していきたいと考えております。

なお、連合長判断か、局長判断かということでございますけれども、先ほど言いましたように、可能であるかどうか、今後検討していくということで、可能であれば、当然局長判断で処理できる事項であると判断いたしております。

以上です。

○竹下議員

先ほどの答弁の中で、検討をしていくということでございますが、その検討をしていくということは、単なる私の質問に対する受け答えの検討なのか、実行を伴う検討なのか、確認をいたします。

○久本消防局長

ただいまの質問にお答えします。

従来から、常備消防と非常備消防とは車の両輪に例えられております。常に一致協力をしながら、住民の安心・安全のために災害活動は行ってきております。もちろん、情報の発信につきましても、迅速に行うことが重要であると考えております。今後とも適切な方法、手段について、消防団との十分な連携を図ってまいりたいと、このように考えておりますので、これは検討すると言った内容につきましても、これは実行を前提にした検討ということでおとりいただいて結構だと思います。

以上でございます。

○豆田議長

以上で通告による質問は終わりました。

これをもって広域連合一般に対する質問は終結いたします。

◎ 議案の委員会付託

○豆田議長

次に、第3号ないし第10号議案、以上の諸議案はお手元に配布いたしております議案の委員会付託区分表のとおり、それぞれの所管の委員会へ付託をいたします。

委員会付託区分表

○介護・広域委員会

第3号議案 平成17年度佐賀中部広域連合一般会計予算中第1条（第1表）歳入全款、歳出第1款、第2款、第3款、第5款、第6款、第2条（第2表）、第3条（第3表）、第4条（第4表）、第5条、第6条

第4号議案 平成17年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計予算

第5号議案 平成17年度佐賀中部広域連合ふるさと市町村圏基金特別会計予算

第6号議案 平成16年度佐賀中部広域連合一般会計補正予算（第2号）中第1条（第1表）歳入全款、歳出第1款、第2款、第3款、第2条（第2表）、第3条（第3表）第3款

第9号議案 専決処分について

第10号議案 専決処分について

○消防委員会

第3号議案 平成17年度佐賀中部広域連合一般会計予算中第1条（第1表）歳出第4款

第6号議案 平成16年度佐賀中部広域連合一般会計補正予算（第2号）中第1条（第1表）歳出第4款、第3条（第3表）第4款

第7号議案 佐賀中部広域連合職員厚生会の設置に関する条例の一部を改正する条例

第8号議案 佐賀中部広域連合消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例

◎ 散 会

○豆田議長

本日はこれをもって散会いたします。
本会議は2月21日午前10時に再会いたします。

午後3時38分 散 会

平成17年 2月21日

午前10時00分

再会

出席議員

2. 西山 英徳	3. 江島 佐知子	4. 合瀬 健一
5. 松尾 義幸	6. 下村 仁司	7. 納富 隆司
8. 佐藤 正治	9. 大石 依子	10. 月山 英
11. 石丸 信行	12. 佐藤 知美	13. 武藤 恭博
14. 竹下 洋	15. 山口 貞雄	16. 御厨 俊幸
17. 宮崎 圭介	18. 野田 満彦	19. 川原田 裕明
20. 千綿 正明	21. 福島 龍一	22. 井上 雅子
23. 山下 明子	24. 福井 章司	25. 黒田 利人
26. 豆田 繁治		

欠席議員

1. 武富 健一		
----------	--	--

地方自治法第121条による出席者

広域連合長	木下 敏之	副広域連合長	横尾 俊彦
副広域連合長	江口 善己	副広域連合長	石丸 義弘
副広域連合長	川副 綾男	副広域連合長	原口 義春
副広域連合長	山口 雅久	副広域連合長	内川 修治
副広域連合長	江頭 正則	副広域連合長	多良 正裕
副広域連合長	山口 三喜男	副広域連合長	江里口 秀次
副広域連合長	林 富佳	副広域連合長	牧口 新太
助役	高取 義治	収入役	上野 信好
監査委員	中村 耕三	事務局長	山田 敏行
消防局長	久本 浩二	消防副局長	野口 高秀
総務課長	碓 雅行	介護認定課長	小川 拓朗
業務課長	本間 秀治	給付課長	古賀 通雄
予防課長	辻 茂昭		

○豆田議長

これより本日の会議を開きます。

◎ 委員長報告・質疑

○豆田議長

各付託議案について、お手元に配付いたしており、それぞれ審査報告書が提出されましたので、これを議題といたします。

介護・広域委員会審査報告書

平成17年2月16日佐賀中部広域連合議会において付託された第3号中、第1条（第1表）歳入全款、歳出第1款、第2款、第3款、第5款、第6款、第2条（第2表）、第3条（第3表）、第4条（第4表）、第5条、第6条、第4号、第5号、第6号中、第1条（第1表）歳入全款、歳出第1款、第2款、第3款、第2条（第2表）、第3条（第3表）第3款、第9号、第10号議案審査の結果 第3号乃至第6号議案は原案を可決すべきものと、第9号議案、第10号議案は承認すべきものと決定しました。

以上報告します。

平成17年2月21日

介護・広域委員会副委員長 月 山 英

佐賀中部広域連合議会

議長 豆 田 繁 治 様

消防委員会審査報告書

平成17年2月16日佐賀中部広域連合議会において付託された第3号中、第1条（第1表）歳出第4款、第6号中、第1条（第1表）歳出第4款、第3条（第3表）第4款、第7号、第8号議案審査の結果

原案を可決すべきものと決定しました。

以上報告します。

平成17年2月21日

消防委員会委員長 山 口 貞 雄

佐賀中部広域連合議会

議長 豆 田 繁 治 様

○豆田議長

各委員長の報告を求めます。

○月山介護・広域委員会副委員長

介護・広域委員会委員長報告を行います。

介護・広域委員会では、第4号議案は賛成多数で、第3号議案、第5号議案及び第6号議案は全会一致でそれぞれ原案を可決すべきものと、第9号議案及び第10号議案は、全会一致でそれぞれ原案を承認すべきものと決定をいたしました。

以下、当委員会で審査されました主な内容について、補足して御報告を申し上げます。

まず、第3号議案 平成17年度佐賀中部広域連合一般会計予算についてであります。

権限移譲に伴うものとして、歳入に500万円の県委託金が上がっているが、その積算根拠はどうなっているのか。

また、権限移譲に伴う事業の歳出28万2,000円について、提案理由説明で保険者として著しい機能向上につながると述べた割には少額と思うが、事務体制、事業内容はどのようなものかという質問があり、500万円というのは概算の金額であるが、県の算定根拠により均等割事務交付金、事務準備金及び件数割事務交付金を合わせたものである。権限移譲にかかわる事務の内容は、居宅介護サービス事業者及び居宅介護支援事業者の指定、変更、指導、監査などであり、これらの事務に3名体制を予定している。県からの委託金の500万円では、職員1名分の人件費にしかならず、不足すると考えているので、県の方にも要望書を提出しているとの答弁がありました。

これに対し、委員より、権限移譲には財源移譲も当然伴うべきもので、財源の要望をきちんと完結させるようにとの意見がありました。また、今回、新たな嘱託徴収対策事業について、未納者の生活の実態把握、それに伴う対応などもあわせてされるのかとの質問に対し、徴収嘱託員を置くことにより、未納者に直接会う機会も多くなり、実態把握をより細かくできるようになるため、効果的な未納対策ができると考えているとの当局からの答弁がありました。

さらに、専任の徴収嘱託員とあるが、どういう人物を、またはどういう業務をイメージしているのかとの質問に対して、未納対策として、現在専任の徴収職員がいないため、長期の未納による給付制限にかかわる部分への未納対策が主になっている。徴収嘱託員の業務については、被保険者全般に対する納付勧奨、介護保険の相談、制度説明、分納に対する訪問徴収、事務補助等になりますが、こういった人になるかは、公募なども検討しているが、現在のところ未定であるとの答弁がなされました。

次に、第4号議案 平成17年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計予算についてであります。

平成17年度は、第2期事業計画の最終年度であるが、保険料が月額3,068円から3,736円と、21.8%上がり、第2期事業計画当初、減免等についての若干の対応があったものの、所得制限などにより、なかなか減免になりにくい、また、低所得者に対する対応が十分なされていないという意見がありました。

以上をもちまして、報告を終わります。

○豆田議長

消防委員会の委員長の口頭での報告はないとのことであります。

これより各委員長報告に対する質疑を開始いたします。

各委員長報告に対して御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に御質疑もないようですので、これをもって各委員長報告に対する質疑は
終結いたします。

◎ 討 論

○豆田議長

これより上程諸議案に対する討論に入ります。

討論は、第4号議案 平成17年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計予算に
ついて行います。

なお、討論については反対討論のみ1名とし、議員の発言時間は10分以内と
いたします。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

○松尾議員

おはようございます。牛津町の松尾です。

私は、第4号議案 平成17年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計予算に反
対する立場で討論を行います。

今回提案されております介護保険特別会計予算は、第2期佐賀中部広域連合
介護保険事業計画に基づく3年目のものです。

この第3期事業計画は、平成15年2月定例会で論議をされました。第1号被
保険者の保険料を、月平均3,068円から668円、21.8%を引き上げ、3,736
円とする条例改正案が提案され、私と山下明子議員、佐藤知美議員の連名で、
平成15年度から17年度までの各年度の保険料を、従来どおり据え置く修正案を
提出いたしました。当時、全国平均の引き上げが11.3%でしたが、この1.9倍
にもなる引き上げは、長引く不況や医療費の自己負担増の中で、これ以上の負
担がふえることは高齢者の生活を圧迫し、ひいては滞納をふやし、介護サービ
スの利用の減少につながることを申し上げてまいりました。

政府は2月8日に介護保険関連改革法案を提案いたしております。この最大
の問題点は、国民に負担増を増すものであるわけです。特に、特別養護老人ホ
ームなど施設入所者からは、ホテルコスト、食費などを10月から原則全額自己
負担とし、徴収することが盛り込まれています。これから佐賀中部広域連合と
して、第3期事業計画の策定委員会が発足され、審議をされるわけですが、質
疑の中でも指摘してきたことですが、もっと住民の意向や要望を聞く立場が望
まれています。

現在の低所得者に対する減免措置は、条件も厳しく、極めて不十分です。こ
の減免措置が本当に支払いに困っている人たちが対象とされるように拡充し、
安心して必要な介護が受けられるようにすべきではないでしょうか。

さきにも申し上げましたが、国の介護制度見直しで、10月からにも負担増が
見込まれる状況がある中で、佐賀中部広域連合として、この対策などを念頭に
置くことが必要ではないかと思えます。

ただいま申し上げましたようなこれらのことが反映をされていない、平成17

年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計予算に反対する立場を表明し、討論を終わります。

○豆田議長

以上で第4号議案についての討論は終わりました。
これをもって討論は終結いたします。

◎ 採 決

○豆田議長

これより上程諸議案の採決を行います。
まず、第4号議案を起立により採決いたします。
第4号議案は、介護・広域委員長報告どおり原案を可決することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

賛成者多数と認めます。よって、第4号議案は介護・広域委員長報告どおり原案は可決されました。

次に、第3号、第5号乃至第8号議案を一括して採決いたします。

第3号、第5号乃至第8号議案は、委員長報告どおり原案を可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、第3号、第5号乃至第8号議案は、各委員長報告どおり原案は可決されました。

次に、第9号及び第10号議案を一括して採決いたします。

第9号及び第10号議案は、介護・広域委員長報告どおり原案を承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、第9号及び第10号議案は、介護・広域委員長報告どおり原案は承認されました。

◎ 会議録署名議員指名

○豆田議長

次に、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において下村議員及び川原田議員を指名いたします。

◎ 閉 会

○豆田議長

これをもって議事の全部を終了いたしましたので、会議を閉じます。
佐賀中部広域連合議会定例会を閉会いたします。

午前10時14分 閉 会

会議に出席した事務局職員

議会事務局長	横 尾 徹
議会事務局副局長	石 橋 光
議会事務局主査	木 村 茂
議会事務局書記	宮 崎 直 樹
議会事務局書記	三 好 千 春

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成17年3月28日

佐賀中部広域連合議会議長	豆 田 繁 治
佐賀中部広域連合議会議員	下 村 仁 司
佐賀中部広域連合議会議員	川原田 裕 明
会議録調製者 佐賀中部広域連合議会事務局長	横 尾 徹